

平成28年第5回美幌町議会定例会会議録

平成28年 9月13日 開会

平成28年 9月15日 閉会

平成28年 9月14日 第2号

## ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

3 番	新 鞍 峯 雄 君
10 番	吉 住 博 幸 君
11 番	橋 本 博 之 君
8 番	岡 本 美代子 君
5 番	稲 垣 淳 一 君

## ○出席議員

1 番	高 橋 秀 明 君	2 番	大 江 道 男 君
3 番	新 鞍 峯 雄 君	4 番	上 杉 晃 央 君
5 番	稲 垣 淳 一 君	6 番	戸 澤 義 典 君
7 番	早 瀬 仁 志 君	8 番	岡 本 美代子 君
9 番	坂 田 美栄子 君	副議長 10 番	吉 住 博 幸 君
11 番	橋 本 博 之 君	12 番	中 嶋 すみ江 君
13 番	古 舘 繁 夫 君	議長 14 番	大 原 昇 君

## ○欠席議員

なし

## ○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長	土 谷 耕 治 君	教 育 委 員 会 長	平 野 浩 司 君
農 業 委 員 会 長	鈴 木 幸 往 君	選 挙 管 理 委 員 会 長	松 本 光 伸 君
監 査 委 員	高 木 清 君		

## ○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	平 井 雄 二 君	総 務 部 長	広 島 学 君
民 生 部 長	高 崎 利 明 君	経 済 部 長	矢 萩 浩 君
建 設 水 道 部 長	小 西 守 君	病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君
会 計 管 理 者	植 木 恒 則 君	事 務 連 絡 室 長	中 村 敏 文 君
総 務 主 幹	石 澤 憲 君	電 算 主 幹	河 端 勲 君
まちづくり主幹	露 口 哲 也 君	政 策 主 幹	小 室 秀 隆 君
財 務 主 幹	小 室 保 男 君	契 約 財 産 主 幹	大 場 正 規 君
税 務 主 幹	田 中 三 智 雄 君	環 境 生 活 主 幹	佐 々 木 齊 君
児 童 支 援 主 幹	武 田 孝 司 君	福 祉 主 幹	遠 藤 明 君
健 康 推 進 主 幹	佐 藤 和 恵 君	社 会 福 祉 主 幹	多 田 敏 明 君
農 政 主 幹	渡 辺 靖 行 君	耕 地 林 務 主 幹	伊 成 博 次 君
商 工 主 幹	後 藤 秀 人 君	観 光 主 幹	那 須 清 二 君
建 設 主 幹	川 原 武 志 君	施 設 管 理 主 幹	中 沢 浩 喜 君

建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國求君	事務連絡室次長	志賀寿君
教育部長	高木恵一君	学校教育主幹	田村圭一君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	荒井紀光子君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館長	鬼丸和幸君	農業委員会事務局長	酒井祐二君
選挙管理委員会事務局長	谷川明弘君		
監査委員室長			

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	橋本美典君
議事係長	橋本勝君	議事係	寺田好君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成28年第5回美幌町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、7番早瀬仁志さん、8番岡本美代子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） [登壇] 私は、さきに通告いたしました1項目5点について

質問をさせていただきます。

全国的にふえ続ける空き家に対する措置としての空き家対策特別措置法は、自民党空き家対策推進議員連盟により、空家等対策の推進に関する特別措置法として、平成26年11月に公布、平成27年2月に施行された。

私は平成26年3月定例会の一般質問で、空き家対策の条例制定を提言したが、このとき町長は、関係法律の成立後、地域の実態に沿った実効性のある条例制定に向け取り進めると答弁されております。

その後、平成27年3月定例会の一般質問で、私は改めて町長の考えをただしたところ、平成27年施行の法律の内容と検討内容が重なっているため、条例制定の必要はないと、これまでの前向きな姿勢から一転して、大きく後退する答弁をされたのが昨年までの経緯であります。

しかし、施行された空き家対策特別措置法は、万全の法律ではなく、仕組みには不適切な点が多いのも事実であります。

今日では、空き家対策特別措置法だけでは十分に対応できないことから、地域に合った条例を制定している自治体は少なくありません。現在、町が行っている空き家対策について次の5点をお伺いします。

1点目は、町では空き家に対する取り組みをどのように進めているのか。

2点目は、特定空き家に指定された老朽家屋を撤去すると、撤去費用プラス増税すなわち住宅用地特例の解除で、費用がかかってしまうが対策はあるのか。

3点目は、特定空き家等と市町村が認定したもののみ、助言・指導・勧告・命令をできるが、いずれの手段も省略できない。このため、災害などの緊急時の対応はどのようにするのか。

4点目は、この法律の第6条で規定されている空家等対策計画を策定する考えはあるか。

5点目は、問題空き家について、周辺住

民と所有者との間に入って粘り強く問題に取り組んだ場合、民事的解決方策の支援措置について対応策はあるか。

以上、1回目の質問でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕新鞍議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

空き家対策について、1点目の御質問がありますが、空き家に対する取り組みにつきましては、自治体で作成することができる空家等対策計画の作成、並びに協議会組織の発足は、現在のところ至っておりませんが、町民からの空き家に関する御相談がありましたら、解決に向けて役場組織で横断的に対応・助言を行っております。

2点目の御質問ですが、本町では特定空き家の指定を実施しておりませんので、御質問にある対策は持っておりません。

措置法では、特定空き家の所有者に勧告が出された場合、住宅用地特例から除外することとなり、更地として固定資産税を課税することが規定されております。これらは、所有者に第一義的な管理責任を持たせることを基本として、特定空き家に指定される前に、みずから適正管理を促すことを目的としているものであります。

3点目の御質問ですが、特定空き家の緊急時対応につきましては、措置法以外にも他法令との関連が考えられ、建築基準法に基づく措置、火災予防の観点から消防法、災害における障害物の支障を排除する観点から災害救助法に基づく措置等が考えられます。このため状況に応じ、各法令を適用することで、緊急時の対応は可能であると考えております。

4点目の御質問ですが、空き家の実態や特定空き家に該当するような物件の可否等、調査を図りながら、今後空家等対策計画の策定について考えてまいりたいと存じます。

5点目の質問でございますが、民事的解決

方策の支援措置につきましては、相談窓口の御紹介等を住民の方々に対応を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、その前に、空き家対策特別措置法ですが、再質問の中では、空き家法と略して発言させていただきます。

今回の質問は、空き家法が不適切と言いましたけれども、言いかえますと、完全とは言えない法律であるということで、私は町の条例制定を進めたいという観点から再質問をさせていただきます。

平成25年度で、空き家は全国で820万戸あり、5年前に比べると、空き家数は63万戸増加、年平均6万戸がふえているという状況で、空き家率は13.5%であります。平成22年7月に、全国で初めて空き家条例が制定されたのが、埼玉県の所沢市で、その後、3年半の間に、全国355カ所で条例が制定されております。2年前の平成26年4月現在で、355自治体のほかに、300以上の自治体が条例制定を検討しておりましたけれども、法律が施行された関係で、平成26年10月現在、401自治体が空き家条例を制定しておりますが、現在はもっとふえているという状況であります。

最初の質問で私は、空き家法の仕組みが完全とは言えないという点が多いと述べたわけでありましてけれども、そこで5点ほどお伺いします。

1点目は、空き家はその原因等を含め、地域の実情が異なっており、それぞれの地域の実態を踏まえて条例を制定することが適切な分野の行政であるにもかかわらず、法律で全国一律の仕組みを規定しようとするに、そもそも無理があるという点で

ありますけれども、この点について考えをお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 法律が全国一律というのはどうなのかというお話でありますけれども、逆に言うと、全国一律だからこそ、細かいことはそれぞれの要綱なりに任せて、やはり全国どこでも共通する問題については、法律の中で定めていくというのは、一般的な法律を作成する上での考え方だと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 全国一律、全てが解決するのでしたらいいのですけれども、やはり解決できない部分は、町の条例でしっかりと定めて、解決してはどうかという私の考えでございますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 法律は、全国どこでも通用するようなことを定めて、それに合わないような部分、例えば、地域の特性に合ったものをどうするかというのは、条例に任されるということになると思いますけれども、ただ、法律を超えて条例が制定できないというようなことも、別な考え方としてありますので、そういった意味で、法律を超えての条例制定は難しいということでもありますので、法律の中の内数の中で、やはり条例制定なりというのは出てくると思いますので、法律が全国一律というのは正しい考え方なのだろうと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 2点目に移らせていただきます。

特定空き家等の範囲の中で、長屋とか共同住宅は対象外にあるなど、空き家の定義が地域の実情に合っていないということが考えられますが、その点についてお伺い

いたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） それぞれ空き家の対象等について、長屋の問題だとか共同住宅等々あるかと思っております。しかし、この法のもとでは財産権の問題もあって、それぞれの自治体においては、空き家対策には十分注意を払って、法に基づいて対応をしてくださいというのが法の趣旨でございます。それぞれの長屋・共同住宅の定義を含めて、いろいろな形で、法律では無理なところも出てくるかもしれませんが、基本的に、法に基づいて、住民の方々の生活あるいは安全を確保できる法律は、最低限定をされたという認識をしておりますので、とりあえず法に基づいてやるべきことについて、行政としてはしっかりとやっていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 3点目に移らせていただきます。

特定空き家等を市町村が認定したものだけ、助言・指導・勧告・命令をできるわけでありまして、いずれの手段も省略できないという、融通のきかない点があるわけですが、この点についてお伺い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 先ほども御答弁させていただきましたが、この法については、それぞれの自治体で十分注意を払って、最終的に空き家の対応を図るべきだというのが、法の中で基本的に言われているところでございます。ですから、きちんと手順を踏んだ中で、協議会をつくって、協議会の中でその対応策をきちんとお示しをした中で、自治体としては対応を図ってくださいということでございますので、美幌町はまだ協議会、あるいはその計画の策定はされておきませんが、法に基づいた形で今後とも進めていくというように考えてお

ります。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 4点目に移らせていただきます。

固定資産税の住宅用地特例の解除で、老朽家屋の撤去は、家計を圧迫することによって、より解体が困難になるということがありますけれども、この件に対してどのように考えるかお聞かせください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 1回目の答弁でもお答えさせていただいておりますけれども、特定空き家等については、第一義的には所有者の責任において、きちんと解決をしていただくというのが基本だろうと思っています。その中で、今回の法の中で、特定空き家勧告がされた場合については、その住宅特例措置についても廃止をするということが明確にうたわれております。これも所有者の責任において、きちんと対応を図ることを目的として、制定されているものでございますから、それぞれ解体の費用あるいは特例措置が廃止をされることによっての負担が出てくるということについては、法の精神の中でいけば、当然の話かというように考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 5点目でございますけれども、保護法益に対する理解が欠けているということですが、保護法益、空き家法は、基本的に建築基準法の仕組みをなぞって作成しているわけですが、建築基準法が対象としている一般の住宅、また空き家は、財産権の保障の観点から、保障の程度に差があることは明らかであるにもかかわらず、同一に取り扱っていると判断せざるを得ないのであります。このことは、保護法益に対する理解が欠けていると考えますけれども、いか

がでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 空き家対策については、その近隣の方の生活、あるいはその身体的な安全確保を含めて、そういった危険性が伴うものについて、特定空き家として認定をすることになっております。そういった意味からいけば、住民の方々が安心して生活ができる方策を示したものだろうと考えておりますので、その部分について、住民の方が安心して何の心配もなく生活を送るためには、支障となるもだということの定義だと思っていますので、そのところについて、財産権を含めてどうなのかということについては、少し新鞍議員とは違う考え方を私どもは持っているところでございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） この保護法益は、それぞれ考え方の違いによって解釈が違ってくるといっても考えられます。

次の質問に移らせていただきます。

最初の質問の5点についてでありますけれども、最初の1点目の空き家対策の取り組み状況ですが、きのう戸澤議員が空き家対策の質問をされ、空き家対策における現状についての答弁では、措置法が全面施行された直後の昨年6月5日に、関係する部署7グループと消防本部による第1回目の会議を開催したということでありました。今、1年3カ月も経過して、第1回が開催されてから2回目がなく、いまだに空家等対策計画の作成、そして協議会も設置されていないということでもあります。

どうしてかと言いたいのですけれども、私が空き家対策の一般質問を今から4年前の平成24年にしたのが第1回目です。ふえ続ける空き家に対する危機感から、空き家対策として条例の必要性を提言してきたわけでありました。今回が4回目になりますけれども、しかし、今の空き

家対策の実態を知り、これまでの私の思いが全く伝わっていないのではないかと強く感じたところであります。

昨日の戸澤議員の空き家対策に対する質問での総務部長の答弁がございました。

「空き家は今後もふえ続ける。空き家の実態調査、利活用など、緊急に対処していかねばならない」と、2回ほど答弁があったと思います。私には、何かむなしく心に響いたところでありますけれども、改めて今後についてお伺いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 昨日、戸澤議員の御質問の答弁もさせていただいたところでございますけれども、空き家によって生活が脅かされているといいますか、そういったもので町民の不安を抱くようなもの、これが今後においては出てくる可能性が非常に高いのだらうと思っておりますので、そういった安心を確保する上でも、取り組みを進めなければいけない課題だと思っております。

ただ、空き家は、撤去あるいは解体をすただけではなくて、空き家の有効活用をどう図っていくかということも、一方では考えていかなければいけない課題だとも思っておりますので、それらも含めて、早急に対策を講じていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 今年度から新たに国でつくった事業でありますけれども、空き家対策総合支援事業というものができております。これは、空家等対策計画に基づき実施する、空き家の活用や除却などを、地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置するものであります。

補助対象事業としては、空き家の活用、空き家の除却、そして関連する事業、この関連する事業というのは、例えば空き家を

低所得者向けの住宅に活用するとか、周辺建物の外観整備などであります。事業主体は市区町村で、補助率は2分の1。ただし、補助対象として一つ、空き家対策特別措置法に基づく、空家等対策計画を策定していること。また、二つ目には、空き家対策特別措置法に基づく協議会を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制があるとありますけれども、しかし、本町では、空家等対策計画の策定もありません。協議会の設置もまだないわけでありましてけれども、この事業に対する考えをお伺いします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） これは、国土交通省で、社会資本整備総合交付金とは別枠ということで、空き家対策について力を入れていくということでできた事業で、28年度に創設されておりますけれども、基本的には、空き家あるいは解体した後の跡地をどう利用していくのか、どのような活用方法により有効活用していくのかということが、この事業のメインでございます。

新鞍議員おっしゃるとおり、対策計画の策定あるいは協議会の設置が必須という形で、事業採択の中の基準としてございますので、これは事業の活用も含めて、対策計画あるいは協議会の設置も考えながら、この事業の活用も図れるかどうかを含めて、検討させていただきたいと思っております。ただ、相当具体的な計画と民間事業者との連携の中で、事業が実施をされることということになっておりますので、それらを含めて、実施可能かどうかを判断させていただきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） とにかく、計画もなし、協議会もできていないわけですから、とりあえず、まずそちらを一日も早く立ち上げて、せっかくこういう国の補助のある支援事業ですので、しっかりとやって



いただきたいと、そのように思っております。

次に移ります。

ことしできた税金でございますけれども、空き家の発生を抑制するための新たな制度として、所得税・個人住民税の特例措置が創設されたということでございます。その内容は、相続人が相続により生じた古い空き家または当該空き家の除却後の敷地を、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間、ですから時限立法でございましてけれども、その間に譲渡した場合、譲渡所得から3,000万円を特別控除するというものであります。

空き家の所有者といいますか、相続人には、朗報と思っておりますけれども、この制度をどの程度の方が知っているかということでもあります。町としての対応について、お伺い申し上げます。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） この特例措置が創設されたものについては、生活環境への悪影響を未然に防ぐということで、空き家を生まないということの対策として、特例措置が創設をされたと考えております。この3,000万円の控除を受けるためには、そういう住宅がある場合については、耐震が備わっていないとだめ、あるいはリフォームが終わっていないとだめというような形のいろいろな要件もございまして。

いずれにしても、こういう制度がありますので、町民の方にも、こういったもので譲渡所得から3,000万円の控除が受けられる制度というものが創設されているということについては、PRをしてまいりたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） せっかくある制度ですので、空き家の所有者が有効活用する。また、これが空き家の減少や発生の抑制につながると考えるところであります。

次の質問に移ります。

2点目の、本町では特定空き家の指定を実施していないという回答があったところでありますけれども、これは該当する空き家がないのか、それとも空き家については未調査——きのうの戸澤議員の空き家対策の答弁では、空き家についての実態調査がまだというように受けとめておりますけれども、それでよかったですでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） きのもも御答弁申し上げましたけれども、消防では、防火に関する調査を毎年10月1日現在で実施しておりますけれども、全町的に防火に関係なく、空き家対策に向けての空き家調査というのは、まだ実施をしていない状況でございまして。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 現在、問題のない空き家といいますか、特定空き家までに至っていない空き家は少ないと思っておりますけれども、問題のない空き家、普通の空き家でも、人が住まない家は劣化しやすく、定期的な管理が必要なわけでありまして。管理もせずに放置されることで、特定空き家の予備軍となり、やがては特定空き家に指定となるわけでありまして。

空き家法では、先ほど答弁ありましてしており、今は税金がかかるということになるわけでありましてけれども、空き家条例を独自に制定している自治体、例えば新潟県見附市では、住宅に適用される固定資産税の軽減策として、2年間固定資産税を減免する。東京都足立区では、指導・勧告に従って措置を行う者に対して、税の助成などの救済措置など、ほかにもたくさんありますけれども、各自治体独自の特色ある条例で対応しております。この件について、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 先ほどから御

答弁させていただいておりますけれども、危険空き家、特定空き家については、所有者あるいは相続をされた方が、きちんと対応をしていただくというのが基本的な考え方だろうと思っておりますし、あるいは行政で指導・勧告等を行った中で、なおかつ、その履行がされない場合については、行政代執行も行えるということになっております。

そういったことからいけば、基本的には所有者の方に適正な管理をしていただくというのが基本的な考え方だと考えております。当然、解体をされて更地になった場合については、固定資産の課税に基づいて課税をされると、特例措置をなくして課税をされるということが当然の話かと考えております。それで、軽減策を設けて、どれだけ空き家の撤去が進むかということよりも、きちんと所有者責任を果たしていただきたいというのが、行政責任として指導していく立場だと考えております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 3点目の緊急時の対応でありますけれども、答弁では、建築基準法・消防法・災害救助法など、状況に応じて対応が可能であるという答弁でありました。最近では、異常気象による想定外の災害が全国各地で現在も頻繁に発生しているわけであり、一刻も早い対応というのは急務であるわけであります。

緊急時の対応、空き家関係に対しては、関係法令を建築基準法・消防法・災害救助法を空き家条例の中に一本としてまとめて、本当にわかりやすくしてはどうかと、私は考えているわけでございますけれども、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 恐らく、災害等によって非常の場合、住民の生命に影響を及ぼすような空き家については、特定空き家という認定を受けている建物だという

ように考えております。

特定空き家のガイドラインの中で、非常の場合については、あるいは危険切迫の場合については、通常であれば、最終的には行政代執行に基づいて執行されることなのですけれども、代執行命令書による通知の手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができるというようにもうたわれております。こういった意味からいけば、周りの住民の方たちに危険が切迫しているような場合については、こういったものも含めながら対応を図っていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 4点目の空家等対策計画でありますけれども、平成20年12月8日に出された地方分権改革推進委員会第2次勧告では、「地方公共団体に対する法令による義務付け・枠付けのうち、計画などの策定及びその手続は、特に問題とされ、強く見直しが求められている」とあり、地方分権一括法の基本理念及び地方分権改革推進委員会勧告に反すると言われていたわけでありますが、改めてお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） この空き家等対策計画策定に当たっては、それぞれの町内における空き家の実態、あるいはどういう状況にあるのか、どのくらいの戸数があるのかということを把握しないと、対策計画ができないだろうというように考えております。

先ほども答弁させていただきましたとおり、まだその実態調査もできていない状況でございますので、まずは実態調査を早急に進めることを考えたいと思っております。ただ、全国的・全道的に言っても、この対策計画が策定されているというのは、極めて少ないという状況でございますので、そういった意味からも考えますと、こ

の計画自体を策定するには、相当のデータベースがないと難しいのだろうと考えております。

一応、データについては、固定資産税のデータについて、空き家対策として用いる場合については、そのデータを使ってもよろしいということも、法の中でうたわれておりますので、あらゆるものを活用しながら、まずはその実態調査、現状把握をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 5点目の質問でありますけれども、問題空き家の民事的解決方策の支援措置、これは空家法には特に定めていないわけでありまして、御答弁では、相談窓口の御紹介とありますが、私は町として条例をつくり、その中で例えば、住民からの情報提供、自治体による実態調査、解体費助成など、対策の規定・制度を明記することで、迅速な対応が可能と考えますが、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 条例制定によらずとも、対策計画の中で具体的な空き家に対するの対応策をどうするかということ、対策計画の中でうたわなければいけないということになっています。

この中では、対象地区ですとか、そういったことを細かく規定をなさいたいということになっておりますので、条例制定によらなくても、計画の中で十分対応は図れるかと考えているところでございます。

先ほど町長からも答弁がありましたとおり、法を超えての条例制定はできませんので、そういった意味からいけば、法の中でできる最大限の対策について、計画の中にきちんとうたい込んでいくということが重要であろうかと考えております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 法を超えているいろいろと対応はできないという答弁でありますけれども、国のいろいろな法律、その解釈を100%正しいとは言い切れないと言ったら少し語弊がありますけれども、そういうことでいろいろな裁判とか、そういうことがあるのでしようけれども、とりあえず空家法で対策・対応していくという考えでありますので、次の質問に移らせていただきます。

私も本当に口酸っぱく、条例、条例と提言しているわけでありまして、そこで、地方自治法です。ここでお話するのは釈迦に説法かもしれませんが、国と地方の役割分担を定めた地方自治法第1条の2第2項では、「国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とする」とあります。また、地方自治法第2条第11項では、「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治体の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない」とあり、要するに、この空き家対策は、地方分権の観点から言いますと、地方でやるべきことではないかと私は考えるところであります。

これらを踏まえて、所沢市を初め、今日まで多くの自治体が条例を定めており、空家法では解決できない部分は、各自治体の特色あるカラーで補足し、新たな条例制定に取り組んでいる自治体は少なくないということで、最初の質問で述べたわけでありまして、この件に関しての考えをお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 地方自治法の第1条、第2条を例に挙げられて御質問がありましたけれども、第1条については、国の役割、そして地方の役割ということで明文化したものだと思っております。

ただ、法律ができて、その中でそういう

実態として国の役割・地方の役割を現実的にできているかどうかについては、いろいろな考え方があると思いますので、あえて私から言うこともないと思いますけれども、実態に合わないものもあるのではないかと考えているところでございます。

そうした中で、法律ができる、そして、その足りない部分を補う意味で、条例なりで決めていくと。そのことで住民の皆さんの生活を守ったり、安心・安全を守ったりということが図られるのだらうと思っております。

そうした中、その条例の決め事も法律を超えて、例えば、今話題になっている特定空き家等について、助言・勧告をして、最終的に代執行までできるということを、条例で勧告して、いきなり代執行までできるかということ、それはもう無理なので、そこは順を追ってしっかりとやっていかないと。それが法律で決められたことで、それを超えて条例でいきなり勧告をして、代執行をできるという規定は無理だらうと思っております。

そうした中で、やはり国と地方の役割をしっかりと、そして地方分権のことも質問にありましたけれども、今は上下主従の関係からフラットな関係になっていますので、例えば、いわゆる空き家法でいう内容についてもガイドラインを示した。あるいは指導・助言をするというような、国の立場から言うと、これは指導・助言だというような言い回しになるのだらうと、そんなふうに思っております。

いずれにしても、私どもは、危険家屋で住民の皆さんの生命・財産が失われることがあってはならないと思っておりますので、そういった対応は今後もしっかりととっていききたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 今、町長が特定空

き家に関して法律を乗り越えて、その先に行くというか、そういう解体とか強制的にできないと——各自治体で定めている条例、私もいろいろ拝見しておりますけれども、やはりどちらかと言うと、住民を主体にして、住民の不利にならないという対応をほとんどの自治体ではとっているというように、私は受けてとめているところであります。

それでは、最後の質問に移りますけれども、少子高齢化が進んでおります。

さらに、昨日も総務部長が言っておりました。「もう空き家はどんどんふえていく」と。こういう状況のもと、空き家の実態調査、また空き家の利活用など、例えば、集会場など公共施設としての活用、福祉用途、ちょっと暮らし移住・定住に向けた空き家の開放、観光分野、その地域に必要な空き家の活用方法など、多岐にわたる政策課題に積極的に応える必要があるわけであります。また、関係部局のスムーズな連携体制のためにも、条例の中で一括管理していく。そのためには、空き家条例の整備が必要であると、私は考えているところであります。

○議長（大原 昇君） 空き家条例が必要だということを聞いているから、その辺の考えをもう一度お願いします。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 先ほども御答弁をさせていただきましたが、危険空き家については、やはり対応をとっていかねばいけないと思っております。ただ、まだ使用可能な空き家を含めて、これは多分資源だらうと思っておりますので、その資源をどう有効活用していくかということのも、一方では協議をしなくてはいけないというように思っております。

ただ、それが条例を制定しないといけないということでは、決してないだらうと思っておりますので、その空き家の有効活用の方針等々を含めて、今後協議をしながら

使えるもの、そして住民の皆さんが喜んでいただける使い方がどういう形であるのかを含めて、検討を進めていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） もう1点、大事なことを忘れておりました。

ただいまのいろいろな議論の中で、とにかく計画書と協議会、これの設置を急がなければそのあとの対応ができない。これは本当に一日も早く——総務部長がきのうも先ほども言いましたけれども、急務だと言いました。

私は、それが心からの発言であると願って、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、3番新鞍峯雄さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君）〔登壇〕 質問させていただきます。

天候・気候が変化したのでしょうか。本町においても大雨災害が及ぶようになり、時には、全国的にテレビ等で被害状況が配信されるほどであります。

そこで、以下のことについてお尋ね申し上げます。

一つ目、職員の災害に対する知識と技能をしっかりと習得させてはいかがでしょうか。

二つ目、災害時対応の装備品等を早急に充足すべきではないか。

三つ目、避難勧告を発した地域に排水機場を設置すべきではないか。または、高能

力の排水ポンプを積載した車両を購入すべきではないかと思っておりますので、町長のお考えをお聞かせ願いたい。

項目の二つ目であります。

毎年9月に繰り返している質問であり、幾度となく事あるごとに指摘させていただいていますが、除雪・排雪の効率が高まる方法は検討していらっしゃるでしょうか。

二つ目、しっかりした補正予算を組むべきではないか。町長の考えはいかほどでしょうか。

項目の三つ目であります。

私も民間においては土木系の技術員であります。役場技術職の連携は十分にとれているのか。また、技術的伝承はされているのかに、いささか疑問に思いますので、町長の御答弁をいただきたいということであります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 吉住議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

初めに、大雨災害対策についてであります。まず、さきに行政報告をいたしました。平成28年8月台風に伴う被害状況につきましては、幸いにも人的被害、家屋の床下浸水被害の報告は受けておりません。農作物を含めた農業被害につきましては、収穫時期に向けて、その被災が明らかになるものと思われておりますが、改めて被災された皆様に対しまして、お見舞いを申し上げる次第であります。

初めに、職員の災害に対する知識と技能をしっかりと習得させてはどうかにつきましては、避難所設営の災害対処訓練や防災避難訓練の実施を通じた取り組み、さらに現在、職員7名が防災士の資格を取得しており、災害時における活動と防災に関する知識・技能の習得に努めているところであります。

引き続き、平時にあつて有事の備えをしっかりと整えることを基本に、実際の災害を

想定した避難訓練や災害対処訓練、自衛隊等の関係機関と連携した災害対処研修、防災士の資格取得など、職員の災害に対する知識と技能取得のため取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、職員に係る災害時対応の装備品を早急に充足すべきではないかにつきましては、現在、災害対應用職員装備品として、反射ベスト50、雨着上下30、胴付長靴30、防寒服15、救命胴衣18、ヘルメット・ヘッドライト・ゴーグルが各30であり、現状としては、あらゆる災害対応にはまだ不十分であると考えております。

今後も非常用持出品セットの全戸配布、防災資機材などの備蓄品の整備とあわせ、災害対應用職員装備品についても計画的に整備し、何より人命を守ることを最優先とした防災・災害対策をさらに充実させていくことが必要と考えております。

次に、避難勧告を発した地域に排水機場を設置すべきではないかにつきましては、今回、避難勧告を発した日の出地域においては、樋門側と釜場側にそれぞれ町所有の8インチポンプを3台ずつ配置しており、あわせて、網走開発建設部所有で鳥里の美幌水防拠点施設に配置されております排水ポンプ車と照明車の配置を要請し、対応したところであります。

この地域に排水機場を設置するとなると、その吐き出し水槽はポンプ室と吐き出し樋門・樋管と絶縁した構造とするものとしており、堤防の法尻からの深さの2倍かつ5メートル以上離して設置するものとしており、用地的にも稲美樋門付近での排水機場の設置は難しいものと考えております。

北海道開発局では、日の出地域の浸水対策として、平成29年度にいなみ北公園北側に釜場整備を予定しており、これにあわせて町としても排水ポンプの整備を予定しております。また、高能力の排水ポンプを積載した車両については、美幌水防拠点施

設に配備されている排水ポンプ車があることから、今後も早い段階で排水ポンプ車を網走開発建設部へ要請し、堤内排水対策に努めてまいります。

次に、除雪排雪について。

初めに、御質問の効率が高まる方法は検討したかについてであります。除雪受託事業者と毎年11月に前年度の除雪の問題点などについて協議し、あわせて風雪状況に応じ迅速な対応ができるよう、直営班と受託事業者との効果的な役割分担や作業方法などについて随時協議し、効率的で効果的な除雪となるよう、今後も随時検討してまいりたいと考えております。

次に、しっかりとした補正予算を組むべきではないかとの御質問であります。平成27年度当初の除排雪業務委託に係る予算は、2,909万7,000円で計上させていただき、平成28年1月25日に3,000万円の増額専決補正をさせていただき、2月臨時会において1,600万円の増額補正をさせていただき、最終的な予算額は7,509万7,000円となり、執行済額は5,338万1,000円となったことから、2,171万6,000円の減額専決補正を行ったところであります。

平成28年度におきましても、町民生活に支障を来さないよう、しっかりとした補正予算を組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、技術職職員について。

御質問の役場技術職員の連携、技術的伝承についてであります。工事の設計や現場監督業務の各段階において、主査、主幹への報告・連絡・相談を行うこととしており、主査、主幹においては、本町の生活基盤である公共施設を維持してきた技術を若手職員に伝承するための指導と育成を行っているところであります。

また、仕事外でも技術職員が自主的に集い、研修会のほか、相互の技術の向上や職

員間の連携と技術的伝承に努めておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

以上、御答弁をさせていただきます。よろしくお願いをいたしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 1項目めの大雨災害対策について、再質問をさせていただきます。

その中の1と2は、場面によっては重なるかもしれませんので、御容赦いただきたいと存じます。

職員の災害に対する知識・技能という御答弁をいただきました。私が申し上げたいのは、もう少し末端の職員までという意味です。防災士が何人もいらっしゃる、もちろん立派なことだと思ひているところであります。ただ、先ほども申しましたように、職員一人一人が、場面が違っても災害の準備も含め、現場に出向いて対応せざるを得ないことが多々あると思ひます。

例えば、私は今回縁がありまして、樋門のポンプの管理を夜の日数で数えると3回、徹夜をしながら自分の知識を高めることができました。そういうことを含めて申し述べたいということで、まず聞いていただきたいと思ひます。

そこで感じたのが、例えば、巡回しているいらっしゃる職員さん、巡回することも役目です。もったいないと思ひます。というのは、羅臼で地すべりの兆候を監視するという任を受けた方が、不幸にも事故にあわれたという事例があったかと思ひます。そういう意味では、職員さんも樋門に来るときとか、水のつかっている場所を見る場合に、1名で来られるときもありますが、一つの心構えとして、最低でも2名体制であるべきだと。これは、私どもの経験ではありますが、2名でいたとしても、私の会社では、最低5メートル離れて歩きなさいと申しますのは、山の地すべりではない

のですが、堤防も含めて、何かあったときに側にいたら、一緒に被害をこうむるだろうと。そういうところから、本当は知識などを確認し合っていかなければ、二次災害になるのではないかという思ひが募っているところでもあります。

そしてまた、樋門を例にとって申しわけないのですが、せっかく巡回の中で来てくださっているのであれば、樋門でやる作業というのは、水位の監視、それから堤内・堤外の水位を見て、逆流によって畑への被害を極力防ごうという意味合いで、稼働プの出動する時間を絶妙にコントロールしながらやっているのが任務であります。もしかしたら、それを委託できる職員が、何らかのときに目の前にいないときもあろうかと思ひます。2名体制であっても、それは事故のことも含めてです。

そうしたら、せめてもつたいないと思ひるのは、せっかく電気が来て、分電盤がここにあつて、ポンプがあつて、ポンプを始動させるエンジンのかけ方、例えば、発電機をリース屋から借りてきている。発電機ですから、エンジンのスタートがなければ電気は生じません。その電気をもって、モーターが回るとか、せめて、手順としてはそんなに手間のかかることではないのですが、自分はエンジンのかけ方がわからない、スイッチの入れ方がわからない、切り方がわからないなどがあると、やはり、いざとなったらそこを任に当たっている委託を受けた業者もいるかもしれませんが、業者よりもいち早く、駆け参る場合もあると思ひます。そういう意味の心構えというか、1例を申し上げました。

もう1例を述べたいのが、土のう積みであります。今回も土のうを積まれた。皆さん、土のうというイメージは、乗せて高さを確保すればいいのだなということぐらいは、言葉的には覚えていると思ひますが、私どもからしたら、冗談じゃないと申し上げたいところでもあります。

例えば、ここにいる議員の方々も職員の方々もいろいろな経験をされていますが、土のう袋にどのぐらいの土を詰めるべきか。これも重要なポイントでもありますし、土のうの縛り口を上流に向けたほうがいいのか、下流に向けたほうがいいのか。というのは、簡単であります。流れるものには、上流に向かって口を向けてはいけません。折った場合、必ず口は下流に向けるというのが基本です。道路のガードレールもそうなのです。あれはつなぎ合わせていくのですが、流れに沿って、出ているとひっかかるのです。俗に言う、流れに沿っては瓦積みという言葉なのです。例えば、作業員でなくても、避難所において少しの水が入ってくると。もともと避難所に配置された人は、そういう作業ではないにしても、応急処置として土のうの1段や2段、作業員が来る前にも対応せざるを得ないと、私は思っているところであります。そういう意味では、防災士という役割と、臨機応変に対応するという意味で、職員の皆さんが共通した最低限のことは覚えておいたほうがいいのかというのが私の観点であります。

これはどちらかというと、私が感じとった話でもありますし、ぜひ余裕のあるときに、まだ雨が大きくなる前に、巡回するものであれば、スイッチの入れ方もしかるべき、土のうを積むにしても、つくるにしても、どのぐらいの土量を袋に詰めて、どういう向きで最低限積むべきかというのは、最低限の共通認識でいたほうが、いいのではないかという趣旨であります。これは質問というよりも、こうあるべきだという趣旨で訴えているところであります。

これも合わせて、2番目に移らせていただきます。

そういう役に立っていただく職員のための装備品であります。雨が降っていますので、まずカッパ。カッパといってもいろいろなカッパがあるのです。例えば、コンビ

ニに売っている簡易的なカッパ、よくゴムを素材としてつくっているカッパ、例えば、2万ミリという雨にも堪えうる、俗称ゴアテックスでつくったような、それは別な意味でまた説明させていただきますが、そういうカッパもあります。

これは、2通りに私は申し上げたいのですが、答弁書に、職員も含めて身の安全は図るという答弁をいただいています。雨に打たれて、何時間もたったら体が冷える。冷えることも命取りだと思うのです。雨に流されるばかりではなくて、冷える現象は、いつか作業をしたら汗をかきます。汗をかいた後、その汗の湿気が体の身につけている物から出ていかなかったら、冷えの原因であるということは、山に登る人たちは特に知っていることでありますけれども、十分知れ渡っていることだと存じています。

そういう意味で、私は、職員が町民のために災害対応しているのに、その本人たちがまず被害にあったら、町民を救うどころか、むしろ職員同士が助けに行かなくてはいけないはめになるのではないかと。そういう観点で申し上げたいのであります。そういう意味では、きちんとした性能を有したカッパ、もちろん付随して長靴、それから軍手とかグローブという言葉をよく使いますが、雨用の手袋があるのです。軍手は素材からいったら、ずぶ濡れになります。作業をするにしてもそうなのです。作業をするとき、片手でライトを持っては、土のうなどはつくれません。答弁書にも頭からかぶるライトがあると書いてありますけれども、その数だって作業をするときに足りているのか。人を助けるにしても、両手があいていて、両足が不自由なく歩けなかったら、作業も助ける動作もできない。

目の前で人が流れているとします。私どもの会社は、最低でも15メートルのロープを持って歩かせるようにしています。人が流れたという状況になっても、自分がそ



の流れに飛び込むわけにはいきませんから、飛び込めないから誰かを呼びに行かなくてはというのも一つの方法だと思いますけれども、時間がないとか、それからライトです。私の持っている備品を例にして申しわけないのですが、役場は全部見たわけではないのですが、単1電池が6本ぐらい入っているのでしょう。そのルクスよりも、私のこの小さなライトのほうが明るさがあると感じています。現場に来て周りを照らしても、雨の降り方によっては、極端に言えば20メートル先も見えない。そういう意味でも、既存のものにしても見直す必要があるのではないかと。

今回の第7号、台風といっても中にはへそ曲がりがあって、11号、9号と、台風の呼び名の順番どおりは来ませんでしたけれども、私は人を助けるためには、自分も安全でなくては助けられないという思いでいっぱいあります。そういう意味では、町長、大雨も含めて、今まさに台風シーズンだと私は思っていますので、それこそ早急（そうきゅう）ではなく、早急（さっきゅう）に専決でも、助ける側の非難が起きないように準備していただきたいということも含め、1番、2番あわせて、御答弁いただけるものがあればお聞かせ願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 大変中身の濃い、そして多方面にわたる御質問をいただきました。答弁漏れがあれば、また御指摘をいただきたいと思えます。

技術の伝承も含めて、担当部署にそれぞれ習得すべきことがあると思えますけれども、議員おっしゃるように、例えば、樋門操作に行っている管理人がいます。管理人のところはなかなか職員がやるというのは難しいと思えますけれども、そこにポンプを入れて、ポンプの操作をする業者の方がおられますけれども、その方に何かあったときに、職員が巡回したときにポンプをと

めなければいけない、あるいは稼働させなければいけないといったときに、どうするかという問題は極めて重要だと思っております。

そうしたことも含めて、職員の災害訓練の中でどう取り組めるかも含めて、今後検討してまいりたいと思っておりますし、また土のうの積み方も、これは基本的なことだと思いますけれども、基本的なことを見逃してしまう我々の訓練の仕方もあると思えますので、多分わかっているだろうという思いで見逃すということもあると思えますので、しっかりとその辺も、担当にも申し添えたいと、そのように思っております。

また、職員の装備品のことについて、性能のよいもの、作業にあったものということでもありますけれども、まさにロープなどというのは、目からうろこが落ちると言えますけれども、まさにそのとおりだと思います。私も今回のことを含めて、状況把握のために何度も現場に行っておりますが、例えば、本流の流れが速い中、人が仮に間違っ流されるといった状況の中で、何ができるかということ、議員おっしゃるようなロープを用意しなければ、何の手も打てないと思っておりますので、そういうロープのことも含めて、装備品として検討してまいりたいと、そのように思っているところであります。

いずれにしろ、町民の生命と財産を守る立場にありますので、その守る立場の者が被害を受けて町民を守れないということのないように、今後もしてまいりたいと、そのように考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 答弁漏れが一つありますので、御理解いただきたいと思えます。

私は、早急に装備品をそろえるべきだ

と。きのう民生部長が来年度予算にぜひつきたいぐらいの思いも含めて答弁がありました。行政の中でも町長の判断も重要であり、副町長の判断も大事だと思いますが、そういう意味で総務部長、町長はそういうことを勘案したいという内容だったと思うので、台風はいつ来るかわからない、災害がいつ来るかわからない中で、もたもたはしてられない。

議場で来年度予算というわけではなく、今でも性能を確認の上、準備したいぐらいの思いはいかがか、お聞かせ願いたい。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 数々の貴重な御意見をいただいたところでございます。

今後の災害対応に当たる心構え、あるいは実践等について御指摘をいただいたわけでございますけれども、今後の研修ですとか、訓練の中で生かしてまいりたいと考えていますし、職員の装備品については、町長も答弁申し上げましたけれども、きちんと安全が確保されて、基本的に人命救助に当たる、災害対応に当たることが大変重要だろうと思っておりますので、それら十分な災害対応ができるような形の職員の装備品については、必要があれば、すぐ対応をさせていただきますと思っています。

実際のところ、現場の中で今年の台風の時もそうだったのですが、役場の装備品と自衛隊や消防団の方の装備品が相当違っているところがございます。そういった中で、同じ救援活動を行うわけですから、その装備品もきちんと整えなければいけないだろうと思っております。

また、一方では、職員が臨戸訪問をするときに、きちんと役場の職員だとわかるような装備品として、住民の方々に安全に思っただけのものが装着品の中で必要かというように思っていますので、それらも含めて次期の大災害対応に間に合うような形で、装備品は何が必要かについて検討を図っていききたいと思っておりますし、職員の

装備品については、早急な形で取り組みを進めたいと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（平井雄二君） 装備品について、吉住議員から大変力強い御意見をいただきました。

今、南のほうでは台風16号が発生をして、本土に向かっているのも確かであります。待ったなしの体制をつくらなくてはいけないというのは、そのとおりの思います。専決補正でもくむべきという力強い思いもいただきましたので、全体を見直して、できるだけそういった対応を即とる体制をとれるように、準備を進めてまいりたいと思います。

あと、ロープの話も出ました。これも非常に有効なものだと思いますし、さらに言えば、私の経験からいうと浮竿もあればいいのかと思いますので、そういったさらにはないものも、いろいろと考えて、また皆さんにも相談しながらこういったものも必要だといういろいろな意見もあろうかと思っておりますので、万全を期して住民の命を守っていききたいと思います。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 私は、議員になって今6期目、22年であります。こんなにいい答えをいただいたのは生まれて初めてであります。そういう意味では、町長の決断、副町長の決断、総務部長の決断、大いに期待したいところであります。

話は変わります。議員の中でも災害対策、心得という意味で尊敬できる議員がいます。そこで、その議員がかつて水につかる地域に対して質問された際、行政側から地形的なこともあり、あそこは水の集まる場所だという共通認識が生まれた中で、抜本的に対策を考えなくてはいけないという答弁をいただいていると、私は記憶しているところであります。

失礼な言い方になるかもしれませんが、

この大雨、結果的には水をいかに早く、今回は床上浸水はないという報告でありましたけれども、実は家というのは、人それぞれの人生の中で、最大の財産であります。水は床につからなくても、基礎の部分も含めて湿気がたまったら、財産の劣化につながっていくと。もちろん、洗掘も大変なことであります。そういう意味では、自分のできることはぜひやってもらうにしても、地形的に、大げさに言えば、大きい地域から集まる水は、個人の努力では、いかんせん厳しい。やはりここは、個人の力、それから隣近所の力だけではなく、公助という考え方をお示しいただきたいということで、水のつかう場所に、そして避難勧告を発令し、311世帯、642名という行政報告もあります。

今回、開発のポンプ車の出動も願った。話を進める上で、少なからずきょうは災害があるわけではないですけれども、まず話を進める上で確認をしておきたいけれども、ポンプ車は幾らぐらいお支払いしているか、大まかな意味でもつかんでいらっしゃるのであれば、お教えいただきたいと存じます。

○議長（大原 昇君） 施設管理主幹。

○施設管理主幹（中沢浩喜君） 開発のポンプ車ですが、一日当たりの出動で、1回、ポンプ車と照明車を含めて35万円程度になります。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 35万円……。私の記憶では、2日で210～240万円みたいな数字をどこかの場面で聞いた気がいたしたものですから、どういう計算かは、別な場面でお聞かせ願いたいと思いますが、今、純然たる、払っているという意味では35万円。それは時間あたりなのか、単位もまだ確認しておりませんが、私は100万円ぐらい往々にしてかかっているのだろうと。役所同士ですから、機械の

損料で終わっているかもしれません。運転手代は災害派遣ということで、カウントしていないかもしれません。ただ、私の調べでは、開発並みのポンプ車を購入するとすれば、約4,000万円ぐらいで買えるのだろうと思っています。

そこで、議論を展開するために使わせていただきますが、今回、水のつかった場所に対応するための消防団・消防員、それから行政職職員もいろいろな形で対応されている。この総額は、別な場面でお聞かせ願いたいと思いますが、私は、人件費からの対応という意味で、まさか100万円や200万円ではないだろうと思うのです。そうしたら、目の当たりに見たら、本当にすごいポンプです。私のつかんでいる4,000万円、例えば今回台風が7号、11号、9号に出動したとするならば、そういう総額から割りかえしても、排水機場をぜひつくるべきではないかと思います。私自身、逃げるわけではないのですけれども、または高性能のポンプ車を用意すべきではないか。

排水機場の話をしさせてください。皆さん、コンクリートを打つコンクリート用のポンプ車を見たことがありますか。腕を長く伸ばすやつです。いろいろあるのです。例えば、東北の津波の震災のとき、原子炉に水をかけるときにも、ドイツ製でありましたけれども、何十メートルという機械もあります。あの仕組みをヒントにすれば、離れたところでも、堤防を越えて地べたに沿わさなくても技術的にやれる方法だって、僕はあるのではないかと考えています。答弁書によると、そういう制約を受けるから、なかなか難しいのだというような答弁だったようにもとれるし、はたまた、ポンプ車を思い切って買って、買って来たポンプばかりではなくて、燃料賃、それからもろもろの道路を通行止めにする職員の数とか、お世話になっている消防団員の数という、トータル的な論戦をしたときに、

いずれかの道はやはり示さなくてはいけない時期ではないかと申し上げたいところがあります。

先ほど御紹介しました、私の尊敬する議員が過去に、町長から抜本的な対応を考えたいと。でも、今なお、その抜本的な対応という意味では漏れ聞こえてもいません。そういう意味では町長、ぜひ、十分に検討をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 大雨災害に対して、対処療法的なものとは抜本的な対策を、特に日の出地域については、抜本的な対策をとりたいという思いで、今までお話をさせていただきました。

それで、実は、河川事務所を含めて網走開発建設部には、美幌町にそういった意味では、かなりいろいろなことをやっていたいただいています。水防的な拠点の施設という位置づけで、旧開発があったところにポンプ車や資機材を含めて置いていただいているというようなこともありますし、また、各樋門ごとに釜場をつくってありますけれども、これも私どもの町からの提案で、各樋門をつくっていただいたということもあります。

それで、今、抜本的な対策というようなことで、1回目の答弁で少し申し上げましたけれども、いなみ北公園の北側に、さらに集水地域がかなり広いものですから、そこで1回受けられるような釜場をつくって、そこでかき出しをしたいということで、今考えていただいているということでもあります。まず、それをやって、それでもだめなときどうするかということは、排水機場を含めて、新たな提案をしていきたいと、そのように思っているところでもありますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今わかりやすい手順をお教え願いました。このことも、ぜひとも水のつかる地域を主にして、なおさら御説明していただければいいと思います。ただ説明するときの一つだけお願いがあります。

水のつかる場所というのは地形的に仕方ないと思いつつも、住民にも責任がある。行政が勧告を出したときは、素直に従ってください。行政は、住民を守る任を背負っていますが、非難をせずに残っている方という意味で仮定をしたいのですが、あなたの助けのほしいときに、いち早く駆け参じることは、不可能のときもありますということも、十分御説明していただきたいと存じます。

時間がありません。大きい意味の項目2、除雪・排雪についてです。

ここで簡単に述べて終わらせていただきますが、私は、これも災害の一つだと思っております。行政がやっている排雪を例にしますと、除雪もそうですが道路を掃くようにまできれいにします。これは人間の性格もあるでしょう。でも、大きい意味で、車両が通行するのに不自由なければ、まず全地域をあけることが優先とか、排雪のときなぜ大型車両を使ってやらないのか。それにたけている方々も民間にはいます。行政職にも、臨職の方がその任に当たっていると思いますが、捉え方・考え方の違いというのは、あるのではないかと。行政が委託に当たっての委託業者に対する話ばかりではなくて、直営班の方々に対しても、民のやり方、十分に参考となりますので、そういうこともぜひ心得ていただきたい。

この項目の二つ目、しっかり予算をということでもあります。

報告がありました五千何百万円という数字であります。年によっては、1億円を超えたときもあったかと思っておりますけれども、これは季節・天候のことですから、私も、予測・予想をするのは得意ではありません

すが、大方、大きい意味では5,000万円から1億2,000万円くらいが上下しているのかという思いがあります。

当初予算にしても、最低限これだけという意味で、やはり考えるべきではないかと。また、補正するときも、統計的にこれはどのぐらいの雪の量かと、長期天気予報もあるわけですから、そしたら、極端に言えば1回分の補正ではなくて、補正するなら2回分は見ましようとか、それからもう一つ、補正の仕方でも、業務委託費ばかり見るのではなくて、臨職も含めた職員対応の補正だって一緒に出すべきだということで、そこら辺の研究をしっかりとさせていただきたい。それを申し述べておきます。

次に、三つ目であります。時間がもう本当になくなりました。

残念なことがあります。私は今62歳であります。美幌に戻ってきて、約38年が過ぎようとしております。そういう中で、一つ一つ経験で踏まえたこと、自分に自問自答をしながら、会社にとってこういうやり方は、いろいろなものを比較してもこういうほうがベストだというのは、やはり伝承すべきだということも含めて、やはりそこら辺、役場の、特に土木・建築関係の職員については、自分が監督だから、自分の役目だからではなくて、答弁書のとおりなのです。自分の判断をする前に、まだ経験が豊かでない方々は、ぜひとも先輩に、例えば「業者からこういう指摘を受けた」

「こういう方法、こういうやり方はどうでしょうか」「この対応はどうしたらいいでしょうか」「過去にはこういう経験で処理したこともありますけど」まで言われたとき、そこを役場職員として、請負業者に指示する前に、役場内に蓄積した問答集もあると思うのです。ここに支障物があつたらどういう対応をとったか、水道管は入ってなくても水道管の近くまで掘った場合、表示テープは常識として入れるものとか、やはり答弁書のとおり、ぜひやっていただ

きたいことを申し添えて一般質問を終わります。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 先ほどのポンプ車の話ですけれども、美幌に水防拠点があるというようなことでもありますので、今直ちに、これを購入するという事はなかなか難しいと思います。そういった理解をお願いをしたいと思いますし、また、住民の皆さんにも責任があるということで、最近行政で言っていることは、情報提供は公のやることだと。災害に対する情報提供は公がやると。それを聞いたり見たりするのは、自助の世界でやってくださいと。その上で自分の命は自分で守ってくださいというのが、最近我々が言い続けていることでもありますので、全く責任を全部押しつけるということではなくて、それぞれの役割に応じて、自助・共助・公助の役割をしっかりと果たしていただけるように、私どもも引き続きそういったことを申し述べていきたいと思っております。

あと、技術の伝承でありますけれども、これは土木・建築の職員ばかりではなくて、やはり一般職員、事務職員にも言えることだと私は思っております。

それで、いいことはどんどん引き継いでいくと。そして、改善すべきところは改善していくと。さらに、断ち切るべきことは、勇気を持って断ち切っていくべきだと、そのように思っていますので、技術の伝承を含めて、しっかりとした取り組みをできるように、職員にこれからも指示・指導をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 町長の思いも、私は理解したつもりであります。

ただ、大雨については、いろいろな地域も同様な災害がありますが、我が町も水没するぐらいの報道がされている中でありま

す。現実の一部の地域でありますけれども、ぜひとも手順を踏んで、抜本的な解決に向けて、御尽力いただきたいことを切にお願いして、終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） これで、10番吉住博幸さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時15分といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君）〔登壇〕 それでは、通告に従いまして2点について質問をさせていただきたいと思っております。

1点は、農地の保全についてということで、農産物の病害虫・伝染病対策についてということでもあります。

2点目といたしまして、河川維持管理についてということで、2点について質問させていただきたいと思っております。

まず、質問内容を読み上げさせていただきます。

農地は食料の安定供給を行う上で不可欠な資源であると同時に、農業生産が行われることで、多面的機能が発揮されることから、国民の重要な財産として守られるべきものです。町は優良農地を確保するために、農業生産基盤事業を初めとして、さまざまな施策を行い、高効率化の農地として徐々に変貌してきました。

しかし、経済のグローバル化に伴い、海外との交流が多くなることで、海外の根絶が難しい農産物の病害虫、伝染性の強い家畜伝染病などが国内に持ち込まれており、美幌町の優良農地についても侵入しても仕方がない状況であります。

そこで、2点についてお伺いします。

バレイシヨシストセンチウ、バレイシ

ヨシロシストセンチウ、小麦なまぐさ黒穂病の侵入について。

もう一つとして、これらの病害虫が侵入した場合の初動体制についてということでもあります。

もう1点といたしまして、河川維持管理についてですが、地球温暖化に伴う気候変化による降水量の増大が懸念されている中、近年、台風・ゲリラ豪雨により、町内の中小河川が氾濫し、住宅地に迫ったり、農地に水害を与えるなど、町内の中小河川の管理が問われております。

そこで、次の2点についてお伺いします。

中小河川の平常時における維持管理体制について。

2番目として、中小河川の法面崩壊や土砂の堆積等により災害に結びつくおそれのある箇所とその把握方法についてということで、2点質問をさせていただきます。よろしくお伺いします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 橋本議員の質問にお答えを申し上げたいと思っております。

初めに、農地の保全について。

農産物の病害虫・伝染病対策についてですが、一つ目の御質問でございますが、農工連など各企業における侵入防止策としましては、まずジャガイモシストセンチウは、残土を無処理で圃場に還元すると、病害虫の発生を招く恐れがあるため、農工連におきましては、平成13年度に原料受け入れ時の運搬車両に対し、80度の高温水による洗浄施設を、また、残土に対しましては、同じく80度の熱処理で殺菌を行う施設を整備しております。

広域連におきましては、平成19年度に80度の熱処理で殺菌を行うスチールコンテナ高温洗浄施設を、平成21年度には車両洗浄施設を町内2カ所に整備し、スチールコンテナや車両のタイヤ等に付着した残

土処理を行い、ジャガイモシロシトセンチュウの未発生圃場への持ち込みを防ぐ対策を講じております。

日甜におきましては、生産者から搬入されたてん菜の残土を搬入車両に積み込み、各戸戻しによる責任の明確化やジャガイモシロシトセンチュウ発生地区からの受け入れを、未発生地区と区分して受け入れ最終日にすることで、対策を講じております。

平成15年度から、美幌町・津別町・大空町の三町農業推進協議会で継続実施しております、全農家へのパンフレットの配布、平成16年度には、種芋団地への進入禁止看板の設置を行っているところであり、さらには昨年度の網走市でのジャガイモシロシトセンチュウの発生を受けて、生産現場において土壌病害虫による土壌汚染の危険が非常に高まっている状況から、町内主要幹線道路に面する10カ所に、J Aびほろと共同で4カ国語及び絵文字表記の畑への立入禁止看板を今年度設置しており、小麦なまぐさ黒穂病を含めた侵入防止対策に取り組んでおります。

小麦なまぐさ黒穂病対策としましては、J Aびほろ、農業改良普及センター美幌支所、美幌町麦作生産組合により対策を協議し、全生産者、コンバイン集団自主検査による、秋まき小麦全圃場の自主検査の実施や、小麦生産者のみならず、有畜農家を含めた全組合員に対し、ファックスで取り組みと情報を提供することで、発生防止対策を講じております。

また、オホーツク圏活性化期成会の要望におきましても、今年度から新たに、ジャガイモシロシトセンチュウ対策を追加要望しており、オホーツク管内一丸となつて、農作物の病害虫・伝染病対策に取り組んでおります。

二つ目の御質問でございますが、病害虫が侵入した場合の初動体制についてでございますが、平成17年にジャガイモシロシトセンチュウ対策協議会をJ Aびほろ、農業改

良普及センター美幌支所、農業委員会、町で設置、ジャガイモシロシトセンチュウについては、平成27年度に網走市で発生したことを受けて、同協議会の規約を改正し、初動体制に取り組むこととしております。

小麦なまぐさ黒穂病につきましては、現在のところ単独での協議会は設置していませんが、J Aびほろ、農業改良普及センター美幌支所、農業委員会、町で設置しております美幌町営農対策推進協議会において、初動体制をとれるようにしているところであります。

今後も引き続き、国・道を含めた関係機関と連携を図りながら、情報収集と共有、発生時のシミュレーションを含めた対策の検討を行い、本町の優良農地に病害虫や伝染病を侵入させないよう取り組みを進めてまいります。

次に、河川維持管理について。

第1点目に御質問の、中小河川の平常時における維持管理体制についてであります。中小河川は道路から離れた所を流れる河川が多く、全ての流域を把握することはなかなか難しく、パトロール等での調査に加え、現状では地先の方々などの情報提供により維持管理を行っているのが現状であります。

また、平成28年度からは、地域共同による農地・農業用施設等の資源や農村環境を守るための取り組みを支援することを目的とした、多目的機能支払制度により、地域の方々の水路、農道などの農業用施設の維持管理作業をしていただいている中で発見した補修等が必要な箇所情報を提供していただき対応しております。

2点目に御質問の、中小河川の法面崩壊や土砂の堆積等により、災害に結びつくおそれのある箇所とその把握方法につきましては、地先の方々から情報を提供していただき、現地を確認し、地先の方々の御協力をいただきながら、あわせて河川管理者と

協議をしながら対応しておりますので、御理解をいただきますようお願いをいたしましたと思います。

以上、答弁をさせていただきました。よろしくをお願いをいたしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 再質問するのに当たりまして、議員の中でも、シストセンチュウとかシロシストセンチュウ、なまぐさ病について、何のことだかさっぱりわからない、もちろん中継を見ている方もそうでしょうし、きょうたくさん来ておられる傍聴者の皆さんもきつというはずです。わからない方もおられるかと思ひまして、簡単に説明させていただきたいと思ひます。

シストセンチュウというのは、芋の病気でございまして、センチュウ自体は大体世界で1億種類ぐらいいるそうです。その中で、1立方メートル当たり、1メートル四方の升に黒土を入れたときに、大体100万頭ぐらいいるそうです。もうざらにいるということなのです。そうした中で、シストセンチュウ・シロシストセンチュウは、日本に今までなかったセンチュウでございまして、これが昭和47年に後志の真狩村を中心とした地域から、これは肥料を輸入する際に、その肥料に混ざっていたというのが原因で真狩村付近から発生いたしました。それが5年後、52年に近隣3町に飛び火してという流れになっております。私もちょうど10年ぐらい前にこの関係で一般質問をしたのですが、当時はまだまだ、このシストの汚染地域が非常に少なかったものですから、それでも町に対しまして、町はシストの体制について、それなりに十分力を尽くしてこられました。が、だんだん汚染地域が北海道内でも広がっておりますし、全国にも波及している状況です。

シロシストにつきましては、シストセンチュウと同類のセンチュウでございまして、これは去年、網走で発見されました。

シストセンチュウとシロシストセンチュウが大きく違う点は、シストという、鶏卵で言いますと卵の部分です。その殻が非常に強い。農薬にも強いですし、乾燥にも強い。また、寒さにも強いということで、なかなか死なない。シストについては、10年ぐらいいは土の中で眠っているだろうと。また、シロシストにつきましては、その倍の20年ぐらいい土の中に眠っているだろうと言われております。それがたまたまナス科の作物の根に触れたときに、ぱっとその殻が割れて、シストセンチュウが蔓延するという仕組みになっております。ですから、ナス科の植物とそのシストがくっつかない限りは、このシストはなかなかふえないというシステムになっておりますし、だんだん減っていく方向にはあるのです。しかし、ナス科の植物というのは、雑草にもナス科の植物がありますし、また、ハウス内で植えられているトマトやナスやシシトウだとか、そういったものもナス科の植物ということで、そうした植物にさらされる危険がたくさんあるということです。

また、今回の網走のシストセンチュウの関係ですが、国の食料に大きく左右されるということで、農林水産省が直接、網走のシロシストについては、管理または駆除の体制になっているということでございまして。そうした中で、シロシストについては、網走のどこで発生しているのか、また、発生経路について、その辺を調査しているはずなのですが、去年の8月に農林水産省がホームページ等で発信しましたが、1年たっても、いまだに発生地域だとか侵入経路については発表もされておられません。

そうした中で、新聞報道なのですが、9月9日に網走でシストセンチュウが8地区19カ所で新たに確認されたということで、計86カ所、327ヘクタールで発生が確認されたということでありまして。幾ら農林水産省が入って防疫に努めても、美幌



でも安心してられないような状況になっております。

シストの汚染地域ということなのですが、道内179市町村ありますが、そのうち52町村が今汚染されております。管内で言いますと、この辺では、置戸・訓子府・北見・網走・大空・清里・斜里・小清水です。そして、峠のほうに行けば弟子屈と、津別町と美幌町は辛くもいまだに侵入されていないということで、これはやはり生産者はもとより、JAとか行政とか、そうしたものが今まで力を尽くしてきた成果ではないかと、そのように思っておりますが、全道的には、非常にふえるような状況にあります。

そうした中で、もし入ってしまったら、非常に大きなコストがかかってしまいます。センチュウの密度にもよりますが、30%~60%くらいの収量の減少になるということで、非常に恐ろしい病気でありまして、根絶不可能な病気として、世界中からも恐れられている病気になっております。そうした病気が、今のところこの辺では、津別と美幌が入っていないのですが、もう狙い撃ちされる状況になっております。そうした中で、今までの体制でいいのか。また、いつ入ってもおかしくない状況ですので、入ったときにはどんな対応をするのか。

今、網走ではシロシストセンチュウについて、いろいろと対応をしているようですが、現場の混乱というのが非常に大きいというのは聞いております。鳥インフルエンザとか、宮崎の口蹄疫とか、そういうもので、農家の中には自殺した人もおりますし、大変デリケートなものも含まれていますが、網走の近くの我々農業者としては、網走の動向、また農林水産省の動向というのは非常に注視をしておりますし、1年たってもいまだに表に情報として流れない。そうしたものもいらいらしながら、今考えている状況です。

そうした中で、質問に入らせていただきたいと思いますが、シスト病に対しまして、今の体制で、美幌町はシスト病が入らずに、これからも行けるとお考えかどうか、お尋ねしたいのです。といいますのは、今ここに挙げられた体制のほかにも、まだ漏れているものがあるのではないかと私は思っております。

議長、ここで問題を提示する上で、参考意見を農業委員会から聞きたいと思っておりますので、農業委員の事務局がいらっしゃいますので、よろしいですか。

○議長(大原 昇君) どういう内容でしょうか。

○11番(橋本博之君) 町外から美幌町に来て、出作・耕作をしている農家の件数とか、面積、そうしたものについて聞きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(大原 昇君) 許可します。

○11番(橋本博之君) ということですが、急に聞くものですから、知っている範囲でお聞かせ願いたいと思っております。

○議長(大原 昇君) 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長(酒井祐二君) ただいまの御質問でございますけれども、8月末現在で、町外の法人または個人の方が美幌町内で耕作しておりますのは、125件ほどございます。面積につきましては、農地、採草放牧地を含めておりますが、604ヘクタールが、町外の方が耕作をしている面積となっております。以上です。

○議長(大原 昇君) 11番橋本博之さん。

○11番(橋本博之君) ということですが、私が思っていたよりは、相当町外から来て耕作している農家の件数、また面積も非常に多いので、さらに今回示されました防疫体制では、本当にこれでいいのかなという心配が、今なおさら増してきました。

ということで、町長、今とりあえずの御返答のほどをよろしく願います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 美幌に今シストセンチュウが侵入した場合の対策として、今の状態でいいのかというお話でありますけれども、これは例えば、靴の裏についたり、車についたりして、移動するものにつくと、なかなか厄介なものだと思っています。いずれにしましても、現場と普及センター、J A、町が一体となった取り組みが必要でありますし、それができなければ、なかなか対策としても難しいだろうと思っております。

やはり、土にシストセンチュウが入ると、先ほど橋本議員もおっしゃいましたが、20年とか10年単位で収量が落ちるということもありますし、私が何より恐れるのは、種芋の団地も美幌にはありますので、やはり風評被害が一番心配されますので、汚染された地域に囲まれている地帯でありますけれども、しっかりとした体制を、先ほど議員もおっしゃいました網走の状況、あるいは農水省の状況を見ながら、対応をしっかりとしていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 先ほど町外の美幌町に出作・耕作している問題について提起いたしました。その辺の対応について状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） ただいまの御質問でございますが、例えば、隣接している地域それぞれから出作ということで、美幌に来たり、美幌から行ったりしている状況がございます。こういったことで、近隣市町村とともにJ Aレベル、行政レベルでそれぞれ広域的に、短期的には入って来ないようにする侵入防止、さらに中期的には抵抗性品種の普及拡大ということに努めてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） ということで、町外の美幌町への耕作者に対しては、特別な手だてはしていないということですか。といいますのも、先ほどパンフレットだとか、侵入防止に対するいろいろなことをしているという話なのですけれども、町外の農地利用者といいますか、町外の耕作者について特別なことはやっていないという判断ですか。それでよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 通常行っておりますパンフレットだとか、意識啓発等々をやっておりますけれども、特段、町外の耕作者のために何かしているわけではございません。また、そういった方々に対しては、各J Aを通じて取り組んでいる状況であります。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 先ほど、道内52町村がシストに汚染されているという話をいたしましたけれども、これらの町村も、絶対にうちの町には持ち込まないのだということで、今まで来たと思います。

昨年、大空町も汚染された地域が出てきたということで、大空町も未発生地区の仲間から外れたわけですが、どこも同じ気持ちでやっていると思うのですが、どこかにやはり網の目をくぐって来るというところがあるのだと思います。そうしたものをできるだけ排除していかなくてはならないという観点からして、町外の美幌に来ている経営者に対しても、同じような扱いをしていかなくてはいけないのではないかとこのように思っております。

それからもう一つなのですが、農工連にでん粉芋が集積されております。それは網走の一部からも来ております。ということは、時期をずらしてやっているというのは、回答の中でもありましたが、シロシス

とも網走で確認されております。そうした中でシロシストについても、同じく今処理しようとしているのです。そうしたことで、心配はないのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） まず1点、先ほどの御質問で一部答弁漏れがございました。よそからの耕作者に対しましては、美幌・津別・大空の3町で協議会を設けております。こちらのほうでも、シロシストセンチュウ・シストセンチュウは非常に大きな問題と捉えて、パンフレットの作成・配付をしていますが、ことしにつきましては、さらに網の目をくぐらせないためということで、これまでに加えて、農機具業者等と直接町をまたいで圃場に出入りする機会が多いということで、そういったところにも拡大して配付させていただいている状況であります。

また、農工連の関係でございますが、農工連につきましては、過去に車両の高温洗浄設備等を設けて、これで殺菌等を行っている状況であります。よろしくお願ひします。

また、網走市のシロシストセンチュウにつきましては、具体的に風評被害を防ぐためということもありまして、具体的にどの地区どの圃場というのは、一切公表されておりません。その中で、少しでもできることとしまして、こういった殺菌洗浄等を行っている状況であります。よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） そうなのです。農業者に対しても情報の開示といいますか、全くされておりませんし、地域行政に対しても同じような状況だということで、その辺はよくわかりました。

しかしながら、シストセンチュウは、以前に日本でジャガイモが足りなくなりまし

て、加工用にアメリカから直接、生芋を輸入しようということで、法律改正などしながら輸入した経緯もあるのですが、2006年にアメリカのアイダホ州でシロシストセンチュウが見つかりまして、シストセンチュウが発生したところからは、アメリカからは輸入しませんというようなことでしたが、やはり輸入圧力というのは非常に強いもので、一部輸入されたようです。今こうしてシストセンチュウやシロシストセンチュウが出てきますと、日本もシロシストセンチュウやシストセンチュウがいるのではないかと、少くくらいセンチュウが来たっておかしくないだろうというような、輸入業者からすると、そういうような考えになりますし、輸出側のアメリカとしては、そういうような意見も相当出てくると思っております。

それから、アイダホ州という言葉が出ましたので、とりあえず、アイダホ州で2006年に発見されて、根絶させようということで、ネットで見たのですが、3,600万ドルを今までかけてきたけれども、結局は根絶できない。ゼロを二つつければ36億円～40億円ということです。全く根絶できなかったということなのです。

このシロシストセンチュウがシストセンチュウと同じようなルートをたどれば、本当に二、三十年であつという間にいろいろな町村が汚染されてしまう。今、北海道内だけではなく、青森県・長崎県・三重県・熊本県まで一部汚染地域が広がっているようです。こういうことで、シロシストセンチュウには、今後どういう防疫体制をとるのか注視しているところなのですが、まずここで一番問題なのは、シストセンチュウにつきましては、抵抗性品種といひまして、同じ芋でもこの抵抗性品種を作付することによって、シストの密度を減らすことができるというのが抵抗性品種なのです。シストが出た地域では、この抵抗性品種を作付することによって、密度を減らしてい

るという状況なのですが、このシロシストセンチュウにつきましては、シストの抵抗性品種をまいた圃場から出てしまったということで、抵抗性品種が全く用をなしていないという状況なのです。それで、今世界的に見ても、このシロシストセンチュウの抵抗性は、私が調べた中ではないみたいです。今、種苗メーカーが極秘で何とかならないかと研究をしている最中なのですが、もし抵抗性品種が出てきたとしても、恐らく10年単位にはなるのではないかと。四、五年では恐らく出てこないかと思うのです。採種体系を確立してからでも4年ぐらいかかりますから、その前に開発となれば恐らく10年はかかると思います。

そうした中で、侵入をどうしても防止していかななくてはいけないというわけなのです。ということで、問題にまた移らせていただきたいと思います。もし侵入したら、どういう体制をとるのか。そうした流れというのは、JAと経済部の中で、恐らくシミュレーションはできたのではないかと思いますけれども、その辺について、質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 発生した場合のシミュレーションですけれども、具体的なところは持ち合わせてございませんが、これまでもシストセンチュウのときにもそうありますが、美幌町ジャガイモシストセンチュウ等対策協議会をJA・町・農業委員会・普及センター等で設置しております。この下部組織に実務レベルの幹事会等もございしますので、もし発生したらどうするかということとは、常々情報交換等をしており、情報の共有にも努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） ということとは、具体的には汚染された地域が出たとして

も、すぐどうのこうのということの取り組みは、残念ながらないということでしょうか。道内で52町村が現在出てきて、シストの対策には相当時間もお金も費やしてやっているはずなのです。

先ほども言いましたように、いつ侵入されてもおかしくない状況の中で、出たときにあたふたしては、どんどん蔓延してしまいます。やはり、こうしたものは、初動体制が一番大切なのです。防災と一緒に、常々やはりそうしたものの意識がなければ、なったときにどうしていいかわからない、もし出た場合のシミュレーションというものが無いとするならば、今から早急に私はつくるべきだと思います。

シロシストについても、情報のない中でも、できる限りそうしたものに努めなくてはならないと思っております。本当に先ほども言いましたように、網走の中でもシロシストに汚染されていない地域もございすし、またシストだけ、両方のところもあるのでしょうか。そうした中で、網走の中でも大変今論議が巻き起こっているということです。そんなことをしている間に、どんどんふえてしまうというのもありますので、今もしそうしたシミュレーションがないとするならば、つくるのが無難かと思っております。

また、この合同対策本部というのが網走でできたようです。去年の8月に農林水産省から発表されまして、周りの町村からすると、この合同対策本部というのは、網走市とJAオホーツクと農業普及センターなどで構成されているようなのですが、他の町を批判するのはどうかと思いますが、相当難しい。今まで混乱が多くてできなかったのではないかと思うのです。それでなかったら、もっと早く合同対策本部というのは立ち上げて、町と行政、また関係機関と一緒に駆除体制というのはできるはずなのです。美幌にシストが入った場合、そうしたものができてなかったら、対策本部は当

然できていますけれども、入った場合のシミュレーションがきちんとできていないとするならば、農家の協力が無い限りは、全くできないと思うのです。

今出ていないときにきちんとしたものをつくっていくということについて、どんなお考えを持っているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 先ほど来のシミュレーションの関係でございますが、現在、JAが主体的になって、作付している各圃場の調査を行っている状況であります。この中で、例えばこれを踏まえて土壌の検査だとか、植物検査等をやっていますし、さらには普及センター等を通じて、営農指導等も行っております。

また、町はどんなことができるかといいますと、例えばオホーツク圏活性化期成会等で、抜本的な制度の創設と対策の要望をするだとか、あとJAでは、情報の収集・伝達、これは当然、町も普及センターも一緒になって行っております。

これらのふだんやっていることを、拡大するような形で進めていくことが肝要ではないかと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） なかなか防止するのも厳しいという答弁を先ほどさせていただきましたが、万が一、美幌が汚染されたということになると、今経済部長が答弁したようなことも含めて、まずは我々が考えていかなければならないのは、拡散防止です。その範囲以外のところを汚染されないようにということ、まずは考えなければいけないと思っております。そのためにも、1回目に答弁させていただきましたけれども、車両の洗浄をする施設だとか、そういうところをなお徹底する。あるいはPR活動をより徹底するというのをしっかりとやっていかなければ、蔓延

防止にはならないと。

それともう一つは、風評被害というのは、やはり非常に大きいと思うのです。それで、その対策も講じなければいけないと。万が一の話で本当に申しわけないのですけれども、そういうことになれば、そういう対策を含めて、いずれにしろ各機関・団体の総力を挙げて、対応しなければいけないと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 町長にそうしたお考えがあるのならば、いいのかと。とりあえず安心できるかと、そのように思っておりますが、先ほども述べましたように、やはりシロシストセンチュウにつきましては、侵入場所の特定とか侵入ルートだとか、そうした情報開示がなければ、私たちはどうやって守ったらいいいのか、そうしたものがなかなかつかみにくいこともありますので、開示のほうをお願いしたいと思うとともに、抵抗性品種について、先ほども10年ぐらいはへたするとかかるのではないかといいましたけれども、早急に抵抗性品種ができるよう、町長からも農林水産省なり、それなりの関係機関に訴えていただきたいと、そのように思っております。

時間がなくなってしまうので、小麦なまぐさ病について、これも語句の説明からしたいと思います。

これはカビの一種で、昔からあった病気らしいのです。これは戦前からあったようなのですが、戦後はもうほとんどなくて、たまたま出てきてもいつの間にか消えてしまうような関係だったらしいのですが、ここ四、五年、急激に全国的に広がってしまひまして、なまぐさ病と言うからには、本当に小麦が生臭いということらしいのです。私にもおいを嗅いだことはないのですが、収穫時期にならなかつたら、このなまぐささもわからないということで、非常に見つけにくい病気です。これは製粉してし

まいますと、粉になまぐさが移ってしましまして、もちろん商品にもならないし、売り買いもできなくなる。農協でしたら、協同のコンバインも、感染してしましましてコンバイン自体が水洗いしなくてはだめになりますし、農協のサイロあたりにも1回入ってしましまして、そのサイロ1本がだめになるということで、何億円の損失につながるということ、なまぐさ病についても、大変重大な、これからの農業を左右するような病気になっております。

この病気につきましても、北見市を中心に相当広がっております。今回は、津別町でも発見されたということで、津別町では廃耕処理を行ったということです。先ほどのバレイショにつきましましては、植物防疫法の中で、ある程度の規制というのは国にしてもかけられるのですが、なまぐさ病につきましましては、なかなか規制をかけられないというところもあると思うのです。

この病気につきましても、もし出たらということで、もしもという話ばかりになってしましますが、もし出てきた場合、やはり強制的にその畑については廃耕してもらい、また作付についても、五、六年は遠慮してもらいようなシステムをとらなくては、これはカビですから、どんどんと広がってしまうのです。風が吹いてしまうと、それと一緒にいってしましますので、そうした非常に恐ろしい病気でもありますので、こうした病気に対しても、ある程度決めがないと、出たときに本当にその効力があるのかということで、今出していないときに何ができるのか、そうしたものについて、今、経済部でそうしたものについて資料がございましたらお聞かせ願いたい。

また、町と農協あたりでどのような話をしているのか、その辺についてもお話を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 小麦なまぐさ

黒穂病の対策でございますが、こちらにつきましても、先ほどのシロシストセンチュウ同様に、情報の共有と関係機関・団体と一丸となって取り組んでいくことを考えている状況であります。以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） すいません、早口になってしましまして。まだまだ問題がたくさんあるものですから、残したままで、なかなか詰めるところまではいかないわけなのですが、時間が迫っておりますので、なまぐさ病につきましても、農薬等の開発とか農薬の取り扱いの範囲、そうした物の拡大につきましても、国に要望していかなくてはならないのではないかと。簡単にこのなまぐさ病についても、防除できるというような状況でもないという話です。し、このなまぐさ病につきましましては、穀にもなまぐさ病菌がついておりますので、小麦の殻を酪農家を使って、それを堆肥にした場合、堆肥から畑に感染する、その堆肥を買った畑から感染するというのもありますし、出た畑自体も土壌感染してしましまして、5年間あけてもう一度作付したときに、5年後にまた同じところに出てしまったという事例もあるようです。そうしたことから、なまぐさ病につきましても、絶対美幌には入れないのだという、強い意思が必要かと、そのように思っております。

時間がなくなりました。河川管理につきましても、河川管理は、なかなか町はパトロールをし切れないと、中小河川につきましましては、管理道路もないし、道路から遠いという面もありますし、そういう報告でした。

そうした中で、地先の人たち、また管理をしていただいた管理組合だとか、今は新たな事業で、多面的機能支払制度による維持管理組合、そうしたものからの状況を町に知らせることによって、町として動く

いう仕組みになっているということなのですが、今の状況で、この中小河川がどのような状況になっているか、管理をしている地先の人たちからどのような問題になっているのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 小麦の関係ですけれども、秋まき小麦が今1,900ヘクタール、それからバレイショが1,475ヘクタールということで、約3,500ヘクタールぐらいですから、美幌町の3分の1の耕地面積で小麦とバレイショがつくられているということでありますので、輪作体系を保つためにも、やはり侵入をまずは防止、そして侵入があった場合の対策についても、本当に廃耕にするだとか、そういうことに至らないようなことをしっかり考えながら防疫体制をとっていききたいと、そのように思っていますので、御理解のほど、よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 橋本議員の御質問にお答えいたします。

河川、また中小河川でありますけれども、この河川の今起こっております課題について、少し御説明をさせていただきます。河川につきましては、道の管理河川、また町の普通河川とあるわけでございますが、従前から土砂の堆積というのが課題となっておりました。今回、8月の台風11号、また9号の後に、またその問題が顕著にあらわれた事例として、御説明させていただきますが、女満別川、また田中川、福豊川はそれぞれ道河川です。また、町の普通河川もございますが、こちらは昭和40年代、50年代に土地改良事業が行われて、河川が三面にコンクリートの整備をされた地域でございますが、これが長年の経過の中で土砂が堆積して、河川断面が小さくなってきたことによって、大雨のときに越水して畑に流れる。そして畑の作物が流

出する。また、土砂も流出ということで、こういう問題が顕著にあらわれてきたということがございます。

こういう中で、それぞれの自治会、また管理組合の方々によって、この土砂上げについて、町を通じて要望がされて来ているという状況がございます。このような状況があらわれているということで御説明させていただきます。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） ここ何年間、本当に大雨、ゲリラ的な豪雨、台風、そうしたもので中小河川に流れ込んだ土砂というのは、相当堆積しているということで、その堆積した状況で、また同じような台風、長雨が来るとあふれてしまうというような状況が続いておりますし、今回の三つの台風で、畑に冠水したところもございまして、家の間近まで来て土のうを積んだという事例もございまして。

それで、堆積した土砂を取り除かなければ流れはよくなりません。そうした中で、これをいつやるのかということなのです。

うちの近くにもそうした川がございまして、できた当時のことを思い出しますと、土地改良事業でやったものですから、川に必ず暗渠の出口、きちんとますが入っているのです。その、ますの出口と川の流れの落差を見てみますと、30～40センチメートルぐらいなのです。そうすると、土が30～40センチメートル堆積すると、その出口が埋まってしまう状況になっております。せっかく優良農地ということのでくり上げても、暗渠の出方が非常に出にくくなってしまいうような状況もずっと出ております。

ですから、土砂上げのタイミングというのは、そこではないかと思っております。それが目的で中小河川はつくられたと、そのように思っておりますので、できるだけ早くそうしたものを町の管理する部分につ

いてはお願いしたいと思ひますし、また、北海道が管理する部分については、強く北海道にも御助言いただきたく、そのように思っております。いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） ただいまの御質問いただきました内容、また先ほど私から御説明した内容のこととございますが、河川につきましては、特に女満別川・田中川・福豊川については、道河川でございます。また、農地改良事業で行ったということで、その維持管理については道であり、町でありと、かなり微妙に複雑に絡んでいる部分がございます。

そういう中で、地域の方からの要望を受けまして、振興局にその対応について強く要請しているところでありまして、振興局からは、前向きに取り組むことのお話を受けておりますが、予算の問題、また下流からとか、どのような形でやるかというところでは、まだ課題が残っているようで、それらのことも調整していただくことにはなりますが、私どもからも、また強く要望してまいりたいと思ひます。

また、普通河川については、町の河川になります。これについても、その川の状況によりまして、多面的機能支払制度の活用とか、町の直接的な土砂上げとか、その辺は相互に連携を図りながら、より効率的な方法、また農家の方に御理解をいただける内容を御説明しながら、進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 今回の一般質問につきましては、大まかには農地の保全ということで、町長も優良農地については保全するのだと、パークゴルフ場の建設に当たっては、その優良農地については避けるのだということで、いい判断だったと思ひているわけですが、その優良農地にバレイ

シヨの絶滅が大変難しい病気が出たり、せっかくの農期に小麦がつかれないような状況になったり、またせっかく良い優良農地が水はけの悪い農地になったりしてしまつては、せっかく国の税金・道の税金・町の税金・地元利用者の税金、そうしたものを投入しながら、せっかくのものが本当に台なしになってしまいます。

美幌町は来年で130年という歴史になっております。農家が始まって、110年に満たないのではないかと思っておりますが、今私たちが生活できるのは、こうした先人たちの苦勞によって、今こうした農地とかいろいろな施設が建つたり、そうしたものがあるのだと私は思っております。私たちは、やはり将来の美幌の町民に対して、畑であるならば、健康的な畑、優良農地を残す義務もあるのではないかと、そのように思っております。

ということで、今回は時間が迫りましたので、この辺で終わらせていただきますが、農業には大きな課題がたくさん含んでおります。このほかにTPPの問題もございます。そうした中で、今後とも農業者が安心して農業を営めるよう、また後継者が進んで美幌の農業を継いでもらえるような、そんなシステムを行政、JA、そして関係団体とともにつくっていただきたいということを、切に最後に要望いたしまして、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 引き続き、基幹産業を守るために一生懸命頑張っていきたいと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） これで、11番橋本博之さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は14時25分といたします。

午後 2時12分 休憩

---

午後 2時25分 再開



○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 私は、さきに通告いたしました4点5項目について質問いたします。

1点目、環境衛生についてです。

1項目め、合同納骨塚の設置の考えについて。

このことにつきましては、平成28年3月定例会で委員会報告もされ、私も3回の一般質問をいたしまして、町長の考えを伺っているところですが、平成26年12月の一般質問では、「町内の宗教法人に確認したところ、各自で使用している納骨堂・合同納骨堂も所有しており、承継者がいない方にも適切に対応している。このような状況から、現在のところ合同納骨塚設置の考えはないが、引き続き、宗教法人と協議しながら研究していきたい」とのことでした。

その後の経過やお考えをお聞かせください。

2点目といたしまして、高齢者対策についてです。

空き家を利用した高齢者の居場所づくりについて。

このことにつきましては、平成26年12月定例会で一般質問いたしまして、そのときの答弁では、規模や管理、運営面などの課題も多いが、空き家利用を高齢者対策の施策として研究していきたいとの答弁でしたが、その後どのような経過になっているのかお聞かせください。

地域集会室は、町内に充実整備されていますが、高齢者がつえをついて歩いて行ける距離を考えると、どの地域も十分だとは言えませんし、地域活動への参加に送迎となれば、一定の歯止めがかかります。高齢化時代の地域力を高める施策づくりに手を挙げる地域をモデル事業として、町が地

域の空き家の家賃を助成するお考えはないか、お聞かせください。

3点目、教育行政についてです。

1項目めといたしまして、スポーツセンターの昼休みの開館について。

スポーツセンターは12時から13時まででは昼休みとして利用できない状況となっていますが、現在ある施設を最大限町民に開放し、健康維持や生きがいつくりとして利用していただきくべきだと考えています。昼休みとして閉館しなければならない事情や管内の同様の施設の昼休みの状況などをお聞かせください。

2項目めといたしまして、スポーツセンターの照明についてです。

スポーツセンターの照明は天井が高く、切れたからといってすぐに取りかえられない状況はある程度理解いたしますが、長期にわたり切れたままでは、種目によっては非常に不便であり、ある程度の期間を置いて整備する、または切れづらい照明に交換するなど、考慮すべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

4点目といたしまして、美幌高校への支援についてです。

生徒確保が困難な状況下で、町及び教育委員会としての支援策はあるか。

町内最高学府としての美幌高校の位置づけは、町全体に大きな影響をもたらすものであると考えますが、少子化による間口確保はますます難しくなり、少ない生徒数を各学校で競争する時代になっていると考えます。生徒の将来を決める高校進学は、生徒や親が将来を考え、進路を決定するものですが、美幌高校と美幌農業高校が一つになっても、生徒確保が難しい状況になっています。

私は、北海道教育委員会の適正配置計画で、美幌高校の間口削減をPTA役員として経験していますので、地元高校に対して今できることを十分やっておかないと、中学校卒業者の減少傾向が続く中、ますます

地元高校の生徒確保が難しくなってくるのではないかと考えます。

地元高校への支援として、町としてできること、教育委員会としてできることなどのお考えがあれば、町長及び教育長のお考えをお聞かせください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 岡本議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

3番目の教育行政についてと、4番目の美幌高校への支援についての2点については、後ほど教育委員会から答弁をさせていただきますと思います。

初めに、環境衛生について。

合同納骨塚の設置についてであります。町は、平成27年6月に町内の宗教関係者と意見交換を行って、納骨施設の拡充への取り組み、合葬墓の建設、納骨に関する相談の事例を紹介していただくなど、さまざまな意見を伺ったところであります。

町としては、近年、少子高齢化、核家族化、単身者の増加によって、葬儀・供養に対する意識が多様化してきていることから、合同納骨塚は近隣市町村を初めとする他の自治体の状況、墓地の返還状況を見比べつつ、町民ニーズが高まっていくことを踏まえて、調査研究を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、高齢者対策について。

空き家を利用した高齢者の居場所づくりについてであります。高齢者の居場所づくりについては、「きょういく」「きょうよう」は高齢者生きがい活動の中では重要な課題であり、その提供範囲をどのようにしていくかは、各自治会との協議も必要であると考えております。

高齢者の方々がかぎょう行く場所の確保については、明和大学や各サークル、ボランティア活動などがありますが、まずは出かける場所の選択肢を多くすることが必要で

あり、地域サロンも一つの居場所であると考えております。地域サロンの確保については、各地域の狭い範囲において提供できることが望ましい姿ではありますが、その確保については、現状において難しいものと考えております。しかし、さまざまな施設や資源を活用することで、一定の確保を図ることが可能であることから、各自治会との協議を図りながら、高齢者の居場所確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、モデル事業に対する家賃助成であります。高齢者の居場所について、空き家を活用しながら確保を図ることは一つの手法であると考えられます。しかし、家賃のみならず、空き家の確保、維持管理、家主への理解、利用方法など、さまざまな分野での協議が必要であり、各自治会からの協力をいただくことが不可欠であることから、各自治会との連携・協議に基づき取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君）〔登壇〕 岡本議員の御質問に答弁させていただきます。

初めに、スポーツセンターの昼休み開館についてであります。スポーツセンターの使用時間は、美幌町スポーツ施設条例で、午前9時から午後9時半までとしており、昼休みの時間も通して利用いただける状況であります。種目設定によりプログラムを入れかわる時間を12時から13時、それと16時30分から17時の間として設定していることから、利用を制限させていただく場合があります。利用者に支障が生じるようであれば、利用団体とも協議の上、調整を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

また、管内の同様の施設の昼休みの利用状況ですが、本町を除く17市町村のう

ち、3市町が昼の12時から13時の間は個人の使用をさせていないと認識しております。その他の市町村は、昼の時間も使用可能であると把握しているところでありませ

す。次に、スポーツセンターの照明についての御質問ですが、スポーツセンターの照明器具については、平成12年に昇降式の照明に改修しており、電球が切れた時点で、照明器具を下げて交換しています。現在、照明が切れている箇所については、電球切れだけではなく、天井に設置している安定器が経年劣化により故障しており、ことしの8月16日にアリーナに足場を組んで修繕を行っておりますが、全ての照明器具の修繕には至っておりません。早い時期に修繕を完了したいと考えております。

また、切れづら照明への交換であります。現在使用している照明の寿命は、約9,000時間であり、長期間使用可能な電球であります。安定器の経年劣化により全体を改修する時期にきております。この改修に当たっては、現照明と比較して4倍の寿命となり、さらに電気代が3分の1程度になるLED照明への交換が望ましいわけですが、改修には多額の経費が必要であります。

今後の施設の耐震化を含めた大規模改修時に計画していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、美幌高校への支援についてですが、この御質問は土谷町長、教育委員会に対してですが、全体について教育委員会からまとめて御答弁をさせていただきます。

美幌高校は、平成23年4月に美幌高校と美幌農業高校の一斉統合により、普通科2間口、生産環境科学科1間口、地域資源応用科1間口の定員160名の新たな美幌高校として開校し、6年目を迎えております。美幌高校への入学者数は、中学校卒業者の減少傾向が続く中、学科によってばら

つきはあるものの、全体で平成26年度124名、平成27年度123名、平成28年度100名と定員割れが続いており、特に生産環境科学科の生徒の確保が難しい状況であります。

このような中、美幌高校への支援であります。町といたしましては、従来から実施しているニュージーランドへの高校生の留学派遣などの事業の継続や、美幌伝導大使として美幌高校生を任命させていただき、その自主的な取り組みについて積極的に支援を行うこととしております。

教育委員会といたしましては、町広報での生徒募集や美幌高校と教育委員会が一体となり、オホーツク管内以外の中学校への生産環境科学科を中心とした生徒募集、あるいはマラソン大会へのスクールバスの臨時運行、美幌高校の先生方の協力による古典文学講座や美幌高校町民開放講座を通じての情報発信など、少しずつではありますが、継続した取り組みを進めております。

今後の対応としましては、まず、美幌高校が魅力ある高校づくりを進めていただくことが重要であると考えております。あわせて、町と教育委員会が一体となり、子供たちの多様な教育機会の充実を図るため、継続して、道教委に対する間口確保や教育施設・設備の充実を要請する取り組みが必要と考えております。

また、町内唯一の高校を町民全体で支える気運を高めるためにも、美幌高校の教育活動の様子を広く情報発信するとともに、美幌高校との意見交換を重ねながら、地元中学校からの進学率の向上を図るための必要な手だてを協議・検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁させていただきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、環境衛生について、合同納骨塚の考え方などが

ら入ってまいります。

答弁の中で、近年、少子高齢化・核家族化・単身者の増加とありますが、過去に就職して出ていった子供たちが、退職しても帰ってこない、子供ができればその地で暮らすことになる、弱った親を引き取っていく方もいるし、このままここに住み続けたい、または全く子供のいない方もここ数年の問題として、私は切実な思いでいます。

答弁では、近隣市町村・他自治体の状況を見比べつつ、町民ニーズが高まっていくことを踏まえてとありますけれども、合同納骨塚を設置している近隣市の網走や北見の状況などは、過去の私の質問とか、それから委員会報告などでも、契約件数とか数字を述べて出しているのではないかと思いますので、ただ、町で町民ニーズを把握し切れていないのではないかと思います。

私たち議員は、町の中で結構合同納骨塚を早くつくってくれという要望というか、そういう意見をお聞きします。これは、私だけではなくて、かなりの議員が聞いていて、そういうことで委員会報告ということにもなったのだと思いますけれども、この辺に、町長とのニーズの把握の仕方というのが、少し違うのではないかと思います。町長も、町長との懇談会とか開いていますので、そういうことを耳にする機会があるのではないかと思いますので、その辺のところはどうでしょうか。町民のニーズとして、町長の耳に届いているのかいないのか、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 28年3月にもお答えしたと思いますけれども、私は具体的に、合同納骨塚を設置してくださいというのは、直接お伺いしたことはありません。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） この辺で、町長は余り町の中にニーズを感じていないとい

うか、そういう声あまり町長には届いていないということなのですけれども、私は、65歳の方がだんだんふえていて、先ほどのように全く子供のいない方もいますので、せっぱ詰まった問題として捉えている方が町民の中にはたくさんいます。この辺で、その辺の数字、最初の答弁の近隣町村の状況とか踏まえながらというように言っていますけれども、近隣町村でも十分に申込者があって、美幌の中でも一定の数字があるのではないかと私は感じていますが、この辺のことで、例えば、町長のところには直接そういう話が耳には届いていないけれども、町の中でそういう人たちがどのぐらいいるのか、ニーズ調査をしようという考えが町長におありかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 耳に届いていないので、全く私は無視するだとか、そういうことは思ってもおりません。それで、必要があれば、やはり今、議員がおっしゃるようなアンケート調査といたしますか、そういうものも必要かと思えますけれども、いわゆる宗教関係者との懇談会もやっておりますし、宗教関係者からのアンケート調査もやっているのですけれども、なかなか厳しい声もあります。また、少子高齢化の中で、やむを得ないのではないかとというような意見も、いろいろいただいているところであります。

その中で、どう私は判断すべきかということ、なかなか難しいのですけれども、ただ、もう少し町の中の議論が沸き上がってもいいのではないかとというような思いで、今のところはおります。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 町長は、宗教関係者と懇談というか、意見をお聞きしたということで、厳しい意見をいただいたということなのですけれども、私も日本伝統を

受け継いで、お墓とか納骨堂を永遠と守っていき、これが一番理想的なことだというように思っています。ただ、後継ぎがいたり、墓守がいたりする方と、全くそういう方がいないという方で、全国これだけ話題になったり、実際にそういうものが設けられているということは、やはりその時代に合った考え方、それから昔のように6人も7人も10人も子供がいたら、誰かが引き継ぐとかということになりましたが、今は全く子供がいない方もいますし、そういう世の中が変わったことで、それに対して変わっていくようなことが、政策とかお墓に対するやり方も変わっていくことになるのではないかと思っています。

町長がおっしゃった、もう少し町の中の議論が高まればということなのですが、私は本当にそういうものを望んでいる方をたくさん知っているのですが、議論が高まるというよりも、要望があってもその方たちがどこに訴えていけばいいのかということを考えて、私がこういうように代弁したりしているわけなのですが、それは1人や2人ではないということで、例えば本当に、町長は議論が高まればと言うけれども、その議論を持って行く場所もないと。それこそ、アンケート調査とか、ニーズ調査をするとか、そういうところで私は本気になっていただきたいと考えていますけれども、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） ニーズ調査をしてはどうかというお話でありますけれども、どういう形で町民の皆さんの意向を推しはかっていくかということは、いろいろな手法があると思いますので、これらも少し時間をいただいて、考えさせていただきたいと思っております。単にアンケート調査みたく五者択一だとか、そういうようにやってしまうと、なかなかこれは先祖代々、そして子孫まで続く話ですの

で、そういった五者択一みたいな話では、なかなか難しい話だと思います。本当に生の声を聞かなければいけないと思いますので、そうした方法がどういう形がいいのかを、若干時間をいただいて、検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 町長がおっしゃるように、難しい問題であるので時間をいただきたいというのは十分理解をいたします。ただ、今暮らしている方にも、余りもう時間がないという方もおりますので、町長の頭の中では、その時間というのがどのぐらいなのか、3年なのか、それとも来年には何とかということなのか、その辺のこともある程度時間を区切っていただきたいと思えます。

ニーズ調査というか、どのぐらいのものを望んでいる方がいるかということ、私ははっきり把握していただくということに対して、そこのところはまず本当にきょう返事をいただきたいというぐらいに思っています。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 今直ちにこの場で、いつまでということをお申し上げられないと思えますけれども、いずれにしろ、この問題は少子化の中でいわゆる墓守がいなくなるというようなことも含めて、命と魂だとか、いろいろな問題があると思えます。非常に難しく、簡単にいかないのは、やはり代々続いていく話なので、仮に合同塚をつくって、1回そこに入れてしまうと、もう後戻りできないというようなことも含めて、相当重大な問題だろうと思えますので、時間をかけて対処しなければいけないのではないかと、そんな思いであります。今この場で、いつまでと言われると、ちょっとつらい話でありますので、時期が来たらしっかりとお話をさせていただきたいと、そのように思っているところであり

ます。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 先ほど、時代の流れというように言いましたけれども、それは、お寺の方、それからお墓をつくることを職業としている方もいます。そういう方にとっては、本当に歓迎すべきではないことかもしれません。

それと、先ほど言いましたように、日本古来の伝統を守っていくという——ただ、私は、委員会報告もされましたけれども、私も、同時に網走・北見に行かせていただいて、それぞれ良い点とかがあります。ただ、まだ時間が欲しいと町長はおっしゃっていましたが、私は、お寺にしても、お墓をなりわいにしているところにしても、この合同塚で、まだまだ職業が出てくるというように思っています。というのは、あるところでは、合同納骨塚では、お坊さんを連れてきてお参りができないというところもあれば、自分の宗派のお坊さんを連れて来てお参りするのが可能だということもありますし、例えば、墓じまいをすると。先ほど言ったように、もうこの辺には子供がいない、就職で行った子供が帰ってこられないから墓じまいをするという方には、石材店としての職業が出てくるわけです。

それと、新聞などに書いてあったことは、自治体にとって残された墓というか、古くなってしまった墓の整理をするには、非常にお金のかかることだと書かれた記事を読んだことがあります。だから、例えば、自分でそういうふうを考えて、納骨塚、または墓じまいをする方——私も何年前には、墓じまいをする方の件数などを見せていただいて、それを実際にここで話したこともありますけれども、納骨塚を使ったからといって、お寺さんの仕事と言いますか、そういうものがなくなるわけではない。例えば、私は、後発と言いますか、

北見・網走よりも遅くやるのだったら、それぞれの問題点を洗い出して、美幌ならではのやり方も考えられるのではないかと思いますので、余りしつこくしないで、とりあえず町の中にニーズはある程度ありますということだけは、本当にきょう言いたいと思っていますし、どのぐらいか把握をしていただきたいというように思っていますので、今後とも、そう時間を置かない時期にお願いしたいと思っています。

次に、空き家対策に入っていきます。

高齢者の生きがいづくりについて、きのう、きょうと空き家の問題がいろいろと出ていますけれども、私は、これならまだまだ人が住めるなどか、この辺だったらこの辺の人が集まれるかなとか、そういうような目でいつも空き家を見ているのですけれども、団塊世代が全て75歳になるなり、医療や介護の体制が追いつかなくなる2025年問題、迫りくる超高齢化社会には、元気な高齢者が高齢者を支えることで、乗り切れるのではないかと唱える人もおります。私もそう考えております。高齢者といっても、元気な人がたくさんいます。地域でも、自分も高齢者なのに、地域の人を支えている方をたくさん見えていますので、高齢者でも、地域の社会資源になりうるという考え方もあります。

私自身の自治会でも、数年前から敬老会を取りやめました。それは、出てくるのに送り迎えがいるということで、一人で歩いて来られない方がどんどんふえているのです。月に一度、食事会をやっていますけれども、やはりそこに参加する方からは、もっと集まりたいというような声があります。

厚生労働省によると、2010年には500万人だった単身高齢者世帯は、25年には700万人になる見通しであって、地域でも単身世帯が増加しています。しかし、私は、自分の班でも単身高齢者、ひとり暮らしがどんどんふえていますけれど

も、しかし、実際のところ、少しの見守りや近所づき合いがあれば、いつまでも自分の家にいたいということをほとんどの方が希望していますので、自宅にいるという願いをかなえられるのではないかと考えています。

実際に、地域には認知症の方やひとり暮らしをしている方を何人か見ておりますので、そういうお世話などをしたりしている人がかなりいて、本当に今は地域で地域を支えているということ、地域力というのが、こうやって人を支え切れているのだなというのを現実に見ています。地域でも、特に女性はそういう集まれる場所が欲しいなどと言っていますけれども、実際に、自治会でもそういう場所が欲しいというように何回か考えたことはありましたが、やはり、集会室を自治会で持つというか、不動産を持つということが非常に難しいのです。

そのような中で、答弁では、高齢者の居場所づくりに空き家の活用は一つの手法だとありますけれども、自治会と相談するということに言っていました。どの自治会もそういうことができるとは思っていませんし、実際に自治会のすぐそばに自分の会館があったりして、今あるところを使えるということも、かなりあると思います。

繰り返しになりますけれども、きのうから出ている空き家の問題で、今後、どんどん介護保険を使う方も多くなっています。ただ、介護保険を使うようなことができるとは限りませんが、ひとり暮らしで元気な方が、本当に居場所づくり、昔で言う縁側でのおしゃべり的なことができる拠点をつくるということに対して、町長がどのように考えているか、空き家ということでお話がありましたらお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 考え方は、岡本議員と多分一緒だと私は思っております。空き家を使うかどうかはちょっと別として、

お年寄りの集まる機会がだんだん少なくなってきたという中で、地域ごとにあるというのが、やはり一番行きやすいし、日ごろから顔なじみの方が集まるというのは、非常にいいことだと思いますし、そういった意味で岡本議員と考え方は一緒だと思います。

ただし、空き家の確保だとか維持管理、そして誰がやるのかというところが、非常に問題になってくるのではないかと考えていますので、やるのであれば、手上げ方式で各自治会から手を挙げていただいてやるというのが、一番ベストだろうと思っております。

それで、今サロンと言われているのが、町内に15カ所あります。ここは、それぞれにいろいろな場所を使ってやっていただいています。例えば、会館であるとか、集会室であるとか、そういうところでやっているということでもあります。空き家が全てではなくて、いろいろな施設を利用しながらやるということのも、一つの方法だと思いますし、空き家を借りて、一戸全部を地元で管理するということになると、それこそ大変な労力も必要だと思いますので、その辺も、いずれにしろ、やるとしたら手上げ方式しかやりようはないのではないかと考えております。考え方は、多分議員と一緒にしたいと思いますので、そういった意味で御理解をしていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 考えは一緒と言われて大変うれしいです。

あと、空き家の確保とか、先ほど言った維持管理・利用方法、これは、私は手上げ方式というのは、どこの自治会でもできるものではないと思っていますし、やろうとする人がいてのことだと思っています。

先ほどから、高齢者の出ていくところに、明和大学とかいろいろと言っていましたけれども、ああいうところに出ていくと

いうのはちゃんと身なりを整えて、きちんと出ていかなければならない。げた履きで頭がぼさぼさでも、ちょっとつえをつけて行くとか、本当に、ある程度、弱者のためのそういうところがあれば、もっともって地域の高齢者自身がそういう人たちを助けられるのではないかと考えています。そういうことで、できるところ、手を挙げる自治会からモデル事業をとすることは、どこでもできるわけでもないし、向こうから言われて自治会で引き受けてやれるものでもないというように考えています。

それで、例えば空き家の確保とか、維持管理とか、その利用方法とか、そういうところは、自治会とか、やろうとする団体に任せていただいて、例えば4万円なり3万円なりの家賃補助。空き家で空いているところを誰かが交渉して借りて、空き家に対する家賃補助をしてくれて、ここが一番大切なところで、例えば水道や電気代は自治会で払えるかもしれませんけれども、家賃となれば少し高くなりますので、そういう面倒な手続は、自治会とかその団体がするとしても、家賃補助をするということに対して、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） これは、先ほど言ったサロンであるとか、老人クラブ連合会がそれぞれ地域に密着した活動をしておりますので、そういったことも兼ね合わせて考えないと、ここだけ突出していろいろな手を差し伸べるということには、なかなか難しいだろうと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） ここだけというか、先ほどから言っていますけれども、どこでもができるわけではないと思いますし、私はサロンとかシルバー会で月に1回食事会とかもやっているのですけれども、もっと日常的なものというようなイメージ

を考えております。

繰り返しになりますが、これからの高齢化社会を乗り切るために、地域力をつけるということで、例えば手を挙げるところに家賃補助をするということ、もう一度十分に考えていただきたいということを申し上げて、この質問は終わらせていただきたいと思います。

次に、教育行政のスポーツセンターに入っていきます。

毎年11月から、冬の対応でのスポーツセンター使用になります。その前に各競技団体の代表が入って調整をして、使用時間などを決定するのですが、昨年からだと思えますけれども、昼休みはまた使えなくなるという話を聞いたと。また使えなくなるということで、またというのは少しおかしいのですけれども、私は平成11年に、昼休みに閉めなくてはだめなのですかという質問をしていて、その後何となく使えるような状況が続いていたのですけれども、去年割とびしっと言われたと言うので、どうして使えないのかということなのです。

わざわざこうして質問に出すというのも悪いのですけれども、何かこうはっきりと決めておきたいと思ったものですから、教育長の考えとしては、楽しんでいただけるのなら使っていていいと言うのか、やはり条例で決まっているからだめだと言うのか、答弁を見てもどっちにもとれるというような答弁だったものですから、この辺でちょっとはっきりしておきたいと思って、もう一言お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 答弁書に書いておりますけれども、お昼も使えるということの意味で書きました。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 使えるならいいのですけれども、使えるということ、をずっと浸透していただきたいのです。



ただ、答弁にもありましたように、使えないときももちろんありますので、それは、各競技をする者にとって、その辺でけんかをするというは、今はもう余り見られないのではないかと考えています。子供たちが来たときとか、休みとか、それから冬の場合は、自衛隊の方で銃剣道をなさる方とか、そういうときで使えないというときに、文句が出るような状況ではないというように思っています。だからはっきりと、使えるときは十分に使っていただくというような方向であれば、私はこの質問は、これで終わらせたいと思っております。

次に、照明のほうに入ってまいります。

照明も、答弁では早い時期に修繕したいけれども、高いということとか、それから全体を改修する時期に来ているということなのですけれども、私もすぐに質問をしたわけではなくて、結構見守っていたのですけれども、なかなかついていなくて、この辺が全部暗いなどという苦情もあったものですから、その基準というか、切れてどのぐらいでつけるとか、そういう基準があるのかと思っていたのですけれども、そのようなことでもなく、安定器とか大改修のときまで待たなければならぬのか、その辺どうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 答弁させていただいた内容としては、全体的に本当に古くなってきているという意味で、総論的な話を後段に書きました。

正直に言って、球が切れている分については、切れた段階で直すというのが一般的だと思います。

今回、御質問のとおり、かなり切れているところが目立つということで、担当も業者を入れて、球切れなのか安定器なのかということの分析をさせていただきました。そういう意味では、全部が球切れということではない部分がありまして、一応、接触

不良とか、それから球を購入して直せるものについては直したいということで考えておりまして、今、全部で10灯が切れています。そのうち、多分8灯くらいまでは9月中には全部つく形にします。

あと二つは、安定器の問題とか、本当に単純にいかない部分がはっきりとしているので、それは今約束できませんけれども、一応、9月中には、10灯のうち8灯はつくようにしますので、いつまでもそのままにせず、繰り返しますけれども、切れた段階で球が原因と判明できたものは、今後はきちんと交換していく形をとりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） スポーツをする者にとっては、特に冬場は混み合っています。私は、もうスポーツをしなくなって10年になるのですけれども、やはり自分で振り返っても、スポーツを楽しんで生き生きと生きるということは、非常に健康にもいいです。

ただ、スポーツセンターにもいろいろなところの地域の人が来ますので、余りにも不備があれば、少し恥ずかしいというか、実際に競技をしていて不便だという話も聞きますので、ただ8灯までは直すということで安心しているところです。

何年前か前に、たしか床とかも4,000万円ぐらいかけて直しました。まだまだ耐震化をしてでも使うということなので、整備に心がけていただきたいと思っておりますし、あわせて、教育委員会ですので、学校の体育館などもチェックをしていただきたいと思っていますので、その辺のことをもう一度答弁いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 基本的には、壊れた部分については直すということを中心に心がけていきたいと思っております。ただ、直すに当たっても、お金がかかる話については、きちんと

町長部局と協議をしながら、場合によっては計画的に直さなくてはいけない物もありますし、緊急を要するもの、例えば体育館等で照度がとれないというようなときには、これは早急に直すということで、きちんと予算づけをしてもらって行うということは、きちんとしたいと思います。施設が壊れていて使えないということだけは、避けたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 次は、美幌高校への支援について入っていきます。

道教委は、9月6日に2017～2019年の公立高校配置計画を決定し、19年度から北見商業高校と北見柏陽高校の1学級減が発表されました。6月に公表され、各地域の意見を聞いて決定したとは言えますけれども、大体こういうことは公表されてしまえば、各地で慌てて陳情に行ったりしても、ほとんどがそのまま決定してしまうということではないかと思っています。

美幌高校も、普通科2間口、それから職業科というのでしょうか、そこで2間口の、今は4間口を確保していますけれども、やはり、余りにも生徒数が確保できなければ、必然と配置計画の対象になってしまうのではないかと考えています。

昔のことを言ってもあれですが、美高が対象になったときは、たった15人の定員割れで間口が削減になったのです。そのときに、私もいろいろと、ほかの地域の道議などの話を聞きますと、熱心なところとか、地域にとって——今はもっと子供が減りましたので、状況は変わったのかもしれませんが、やはり自治体が熱心なところは、それなりに考慮されるのではないかというような話を聞いたのですけれども、今、農業分野で、全国で発表をして、全国優勝をしたり、それから今年は、休みなどに学校へ行く機会があったのですが、

子供たちは一生懸命勉強をしているのです。毎週土曜日に残って、一生懸命勉強をして頑張っているというように見えています。私は、町としてももっともっと応援していくべきではないかと考えています。

先ほど、教育長から答弁をいただきましたけれども、いろいろな応援をしていることは、私も実際わかっていますし、生徒確保のために校長先生と一緒に歩くとか、それから、ことしから美幌高校を宣伝するために、各自治会の広報の中に美高の取り組みを書いて全戸配布をしています。あれも、自分で仕分けをしながら、いいことだなと思って、なるべく上のほうになるようにして配っていたりしているのですけれども、ただ、私はやはり、何でもお金で応援ということは余り好きではなかったのですが、今となっては、この質問の矛先は町長に行って、やはり町もある程度お金を出して応援する時代が来たのではないかというように思っていますけれども、その辺のところ、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 基本的には、やはり魅力ある学校づくりをしないと、いくらお金を出しても子供たちの願いはそこかなうのか、かなわないのか、夢がかなうのか、かなわないのかということをはかりにかけると、お金を出したら全てというのは、私はなかなか難しいのではないかと考えております。

まず、美幌高校は道立高校であるということをしかりと当事者として認識して、学校として要望があれば道教委に上げていただく、それに対して支援をしてくれと言うのであれば、我々は幾らでも、私や副町長や教育長が出向いて行って応援してもいいというような覚悟でおりますので、お金が全てという意味では、岡本議員もそうは思っていないと思いますけれども、お金を出せば全てという考え方では、なかなか難しいのではないかと。では、隣の町とお

金のかげぐあいの競争が始まったときにどうなるかという話です。子供たちそっこのけでお金の優劣で決まるなどということには、できればしてほしくないし、すべきではないと、そのように思っております。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 私も、先ほど言いましたように、地元で学校があつて守りたいから子供たちが全員行くとか、そういう考えはもちろん持っていません。子供というのは、いろいろな夢を持っていて、その夢をかなえるために進路を選ぶわけです。ただ、選ぶときにいろいろな基準があつて、部活で行く、勉強で行くなど、そういういろいろなものがあります。

私も、お金を出せばということではないとは思っていましたが、今は少し変わりました。訓子府高校ですが、八つの支援といういろいろな支援があります。教科書代とか、入学の準備資金とかです。津別高校もそうですが、こういうことをやっているというのは十分わかっていました。ただ、一番ショックだったのは、今遠軽高校もそういうことをやっているのです。ある意味、似通った町というので、中標津・遠軽・美幌というのは、どうしても比べているわけなのですけれども、先ほど支援といつてもいろいろな支援があると、でもやはりお金の支援で、北見からでももっと生徒を集めたいと。そういうことを今まだ100人いるうちに何とかやっていかなければ、もっと少なくなつてから何かをしても、もう遅いのではないかと考えています。だから、お金ではないとは言つても、実際に通学している方の親にしてみれば、迷っていたけど助かったという正直な気持ちを聞いたりすると、お金が全てではありませんが、そのお金の支援というのも、例えばもっと大きな網走や北見から生徒を集めようとしたら、通学費とか、そういうことでは、私はもう考えていかなければもっと取り返しの

つかないことになるのではないかと考えているのです。そして、道の高校だから道ということでは、やはりもう済まされなくなつてきているのではないかと考えていますけれども、町長、考えは余り変わりませんか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 学校が一つになるときも、私は随分粘り強くやつたつもりであります。それは何かと言うと、二つを一つにするのだから、モデル校みたいな形で、しっかり位置づけていただいて、10年とりあえず教員の加配でもいいから、歴史をつくってほしいという思いで、随分やつた記憶があります。

そういった意味で、ほかの町と生徒の取り合いを始めたら、これはもう本当にそういう形が望ましい形なのかどうかということです。しかも、お金をかけてということになると、道教委に物言いたい気持ちになります。道教委は何をしているのだと、そういうふうに言いたくならないですか、岡本議員。ちょっと待ってくださいと言いたくなりませんか。僕はなりません。だからしっかりと道教委に対しても声を上げていきたいと思つています。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 2間口・2間口で、4間口が残つたということは、ある意味、私も安心はしていただけたのですけれども、今、出生数とか、卒業生を見ると、本当に難しい時代だと思つています。

それで、道教委に物申すのに、まだ配置でどうのこうのと言われたわけではありませんけれども、例えば加配に対して、町長が物申すのなら、本当に十分に物申していただきたいと思つています。

それと、これは冷静に、周りの学校が、例えばどういうふうになつて生徒を集めようとして、自治体としてどういう応援をしているかということ、この辺を全部書き出すか

調査をするかをしていかなければ、道教委に物申すということだけでは、私は少し不満です。だから、もっと遠軽高校も含めて、いろいろな町が道立高校に対してどうしているかということ把握して、口も出すが金も出すとか、そっこのほうならいいのですけれども、口だけというのは、ちょっと私は好きではないと思っています。ちゃんと周りの状況を把握していただきたいということを、きょうは述べておきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 10年以上前に、美幌町として美幌高校に支援をしていた時期がありました。そして、行革の一環でその補助もやめました。こうやってお金を使ってやるのが一過性でいいのかどうかというところをしっかりと考えなくてはいけないし、一過性ではなくて、永続的にできるものを私は考えていくべきではないかと思っています。それが、お金が絡むのか、絡まないのかはちょっとわかりませんが、今、学校の中にオホーツク産業の育成何とかという組織があるのです。そういうところをもう少し利用して、あるいはこの中でも、美幌高校出身のOBがたくさんいると思うのです。そういう力を借りるか、そういうことをしっかりと学校としてやっていかなければいけないのではないかという思いも、多少しておりますので、お金が全てではないというのは、ほかのところを見渡してと言いますけれども、私はそういうスタンスには、なかなか立ち得ないのではないかという思いをしております。

○議長（大原 昇君） これで、8番岡本美代子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は15時35分といたします。

午後 3時26分 休憩

---

午後 3時35分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順により発言を許します。

5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） [登壇] それでは、一般質問をさせていただきます。

2項目4点であります。まず、地域資源の利活用についてであります。

汚泥処理の方法、経費及び処分後の利活用等について。

二つ目、廃棄物処分場の延命化と経費削減について。

三つ目、食物残渣の処理及び利活用について。

それと、公共料金等の支払い方法についてであります。

まず1番、地域資源の利活用についてであります。本町の廃棄物処理場も第3期が稼働いたしました。現在におけるごみ処分問題は、町民・行政、企業が一体となり、相互の役割と協力のもと、今まで以上にごみ分別の徹底とマナーの向上を図り、ごみの減量化及びリサイクルの推進を目指していくと、第6期総合計画に盛り込まれております。

そこで、現在の我が町におけるごみ処理についてお尋ねをいたします。

一つ目、終末処理場から出る汚泥の処理方法、過去5カ年の処分量、処分に要する経費及びその後の処分方法について。

二つ目、廃棄物処分場のさらなる延命化と安定化、処理経費削減のための取り組みについて。

三つ目、我が町は農業を基幹産業とするところであり、その農産物を加工する企業が名を連ねております。その企業から排出される残渣の処理も、毎年莫大な経費と手間をかけて処理されております。リサイクルを進めていく上で、これら廃棄物を町の地域資源と捉え、有効活用していく施策について考えをお示してください。

公共料金等の支払い方法についてであり

ます。

コンビニ収納に要する経費とスマッピーカードによる公共料金の支払いについてですが、昨年4月から導入した町道民税や公共料金のコンビニ収納の利用度が高まっております。この取り組みは、現在の生活スタイルに合致し、すばらしい成果を上げているところです。また、職員の徴収に係る手間の削減にも大きく寄与しているところと思います。

平成27年度のコンビニ収納利用率は26.56%となっておりますが、それに要する経費についてお示しいただきたいと思えます。

また、このように支払いの便利さが受け入れられている現状を考えて、窓口業務での各種手数料の支払いを、町内に1万2,000枚のカードが出回り、手数料のかからないスマッピーカードでの収納も検討してはいかがでしょうか。お考えをお示しください。以上でございます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 稲垣議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

初めに、地域資源の利活用について。

汚泥処理の方法、経費及び処分後の利活用等についてであります。各家庭の台所や風呂、トイレから排出された汚水は、下水道終末処理場において処理され、河川にきれいな水として放流され、処理の過程で発生する汚泥は、産業廃棄物処分業の許可を受け、汚泥の再資源化に有効利用できる業者に処理を委託しているところであります。

過去5カ年の排出量は5,049トン、処分に要した経費は7,218万6,000円となっております。汚泥処理委託業者における汚泥の再資源化の状況であります。微生物発酵による堆肥化により畑地への還元が図られ、現在のところ、下水道汚泥は有効活用されております。

二つ目の廃棄物処理場の延命化などについての御質問ですが、廃棄物処理場を1日でも長く使用していくためには、ごみの量を減らすことが重要であります。町民の皆様には、資源ごみ、その他プラごみなど、分別の徹底に御理解をいただき、減量化につなげていきたいと考えております。

また、処理経費の削減ですが、ごみ減量に伴って処理経費の削減が図られ、さらに作業車両、機械についても耐用年数を見据えながら、一日でも長く使用していくことを心がけることで努めてまいります。

三つ目の質問であります。町内の農産物を加工している各企業では、平成13年度の食品リサイクル法の施行や環境意識の高まりが相まって、排出される残渣の処理を家畜飼料として商品化しているほかに、堆肥やセメントの原料として有効活用に取り組んでおります。

現在、町が事業主体となった野菜残渣を活用した計画は持ち合わせておりませんが、今後、企業から相談のあった場合は、国・道・関係機関と連携しながら適切に対応を図ってまいります。

次に、公共料金等の支払い方法について。

コンビニ収納に要する経費についてですが、コンビニ収納は、町道民税普通徴収など4税目と公営住宅使用料など四つの料金の収納を対象に、平成27年4月から導入しております。経費につきましては、初期投資として、電算システムのプログラム改修費用が75万6,000円、サービス契約料が7万5,600円、ソフトインストール料が3万2,400円で、合計86万4,000円となっており、ランニングコストとしては、収納した件数にかかる事務取扱手数料が87万6,424円、収納事務に係る月額基本手数料・接続料が16万2,000円で、合計103万8,424円となっております。

スマッピーカードによる公共料金等の支

払いについてですが、議員の質問の中にありましたとおり、平成27年度のコンビニ収納利用率は、税と料金をあわせて自主納付のうちの26.56%となっております。導入当初の見込みとして20%としていましたので、予想を上回る利用がされていることとなります。これは、全国のコンビニでいつでも、どこでも納められるということから、時間及び納付場所の制約がなくなることにより、納付に対する利便性が向上したことによるものと考えられます。

今後も、コンビニ収納利用率はふえることが予想され、それに伴い事務取扱手数料の増加が見込まれますが、コンビニ収納導入時の目的は、住民の納付に対する利便性の向上であり、コンビニ収納利用率を見ても、その効果があらわれていると考えられます。よって、引き続きコンビニ収納を行っていくことで住民の利便性の向上を図っていきます。

また、スマッピーカードでの収納について、どのような方法にするかにもよりますが、その収納方法によっては、電算システムの整備などに多額の経費が必要となる場合も考えられ、さらにスマッピーカードを利用した公共料金の納入方法についても課題が数多くあるかと思えます。以上のことから、コンビニ収納を昨年度導入したばかりであり、引き続き実施していく中で、その費用対効果なども検証していくこととしており、現状ではスマッピーカードでの公共料金の支払いについて検討する時期ではないと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁をさせていただきました。よろしく願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、地域資源の利活用について、3点お聞きしておりますが、ごみのことを地域

資源と捉まえて、いろいろと質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目ですが、答弁の中で過去5カ年の排出量の下にございます、微生物発酵による堆肥化、終末処理場のことですが、畑地への還元云々とありますけれども、これらをまずどこに運んでいるのか。また、その1回に運ぶ量、あと頻度はどれぐらいあるのでしょうか。それがまず1点。

あと、次のページでございますが、2行目、処理経費の削減とありますが、今までずっと有料化がされてから、いろいろと分別化されて細分化されておりますけれども、さらに、処理経費の削減を考えるということに対しては、どのような方法をお考えなのか。

三つ目、残渣処理の話ですが、家畜飼料として商品化しているほかに、堆肥やセメントの原料としていただいておりますが、その辺、私は勉強不足でしたが、セメントの原料とはどのようなものなのかお答えください。その方法です。

以上、3点お願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） まず1点目の、下水道汚泥の関係について御答弁を申し上げます。

まず、どこにということでございますが、こちらにつきましては、佐呂間町と湧別町にそれぞれ工場がある二つの廃棄物処理業者に、排出しているところでございます。その割合でございますが、佐呂間町が75%、湧別町が25%という割合になってございます。それから、頻度でございますが、大体、年間1,000トン前後でございます。それで、頻度でございますが、トラックで週に5日間と、毎日運んでいる状況でございます。以上でございます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） さらなるごみの減量ということでございますけれども、

一応、ごみ減量につきましては、今は分別をしておりまして、さらなる分別等を考えられますが、今も少し混ざっている部分がありますので、分別の徹底等を図っていただくというような部分を考えております。

あと、方法といたしましては、廃棄物計画の中では、有機性廃棄物のリサイクルの検討という部分もありましたが、実際これをやるということになりますと、さらに家庭の御理解等がないと、分別をしてもらうことからできないということを考えておりますので、現時点としましては、今行っている分別を、さらにきちんと徹底していただくことで、ごみの減量を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 食品残渣の関係で、セメントの原料とはということでございますが、セメントの原料には、てん菜からの製糖工程で生じる副産物ライムケーキ、そして同じく、てん菜の製造に使っております石炭灰、これらがセメントの材料となっております。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 先ほど私の答弁で、聞き間違いがありまして、汚泥を肥料化としてどれぐらいできるのかというような御質問であったかと思いますが、汚泥としての排出量は抑えているわけですが、それが製品として肥料となつてどれぐらいのトン数になるのかというのは、まだ把握をしておりません。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） このように、ごみ問題は多岐にわたっているということで、建設水道部長・経済部長・民生部長と、いろいろな分野の方々が絡んでおり、町を挙げての一大事業というように見ることができるとかと思っております。

美幌町廃棄物の処理及び清掃に関する条例であります。町民の責務、第3条、町民は、廃棄物の排出を抑制し、再利用可能な物の分別、不用品の活用、再生品の使用等による再利用を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。事業者の責務、第4条、事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。事業者は法令に基づき、その事業活動に伴って生じた廃棄物をみずからの責任において適正に処理しなければならない。町の責務、第5条、町は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進すること等により、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。二つ目、町は、再生利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する町民の活動を支援するよう努めなければならない。

このように、美幌町は廃棄物の処理及び清掃に関する条例を定めております。これらを我々町民、または企業がきちんと守って町の財産を守るために、ごみの減量・分別に努めなければならないということを改めてここで知るわけでありましてけれども、ごみの減量化とリサイクル化を考えていくときに、美幌町のごみの処理体制といえますか、取り組みについて、今いろいろと各部長からお聞きいたしましたけれども、昨年のごみの総排出量7,700トンなりましたが、平成24～26年の3年間の平均を見ますと、ごみの総排出量は年間9,318トンとなっております。収集ごみに関しましては、混合ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・その他プラを合わせて、5,554トン。直接搬入ごみ、3,764トン。これらの割合でいくと収集ごみが6割、直接搬入ごみが4割と、直接搬入分がかなりの量を占めていると。収集については、資源・その他プラ等とリサイクル品も多いと思っておりますけれども、この中で、ごみの減量化を考えていく中で、現在取り組んでおり

ますけれども、生ごみの堆肥化ですとか、コンポストも販売しておりました。レジ袋の有料化もありました。そしてまた、廃食油のバイオディーゼル燃料化等々の取り組みがなされて、現在の9,000トン程度という量まで減らしているのだらうと、過去の数字も持ってはおりますけれども、かなり減らしているという認識をしております。

そしてまた、それらを踏まえて、まだまだ減量化には取り組まなければならないという意識のもと、今後の課題について、どのようなものがあるかということでありまして、美幌町は、燃えるごみとか燃えないごみとかという分別はしておりません。あえて言ううとすれば、可燃ごみの減量化の有効利用が必要なのであらうと。また、生ごみと有機性廃棄物の有効利用。今高崎部長も、一般家庭の状況が、もっともっと理解を示していただかなくてはならないとおっしゃっておりました。現在、子供さんは紙おむつを多く使っておりますので、紙おむつも資源化する必要があるであらうと。そしてまた、産業系の有機性廃棄物の有効利用、残渣です。そしてまた、広域連携による事業化。やはり、これからもっともっと環境を考えたときに、美幌町1町だけで担えるものなのか、その辺もまた考えなければならないだらうと。

そしてまた、官民連携による事業化も考えていかなければならないだらうというように思います。くどいですがけれども、この地域資源の利活用ということを改めて考えたときに、まだまだ美幌町のリサイクル化が低いと思われませんが、これら9,000トンに対して質問いたします。どれぐらいの割合がリサイクルに回っていると考えたらよろしいでしょうか。リサイクル率をお教えてください。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 今ありました9,000トンという数値につきましては、

26年度の数値かと思っておりますけれども、9,000トンのうち、26年度では大体1,850トンぐらいが資源ごみで回収されておりました。売り払いをしている紙類・缶類・瓶類・ペットボトル・発泡スチロール分が1,800トンありますので、この部分が先ほどの約9,000トンのうち、リサイクルに回って町の売り払い代金の一部にもなって収入を得ているという分でございます。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 9,300トン程度の中から1,850トンというのは、資源化率ということでお聞きしたので、どうでしょうか、2割程度という認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 大変申しわけございません。大ざっぱでございますが、大体2割弱ということをお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） この2割ぐらいという量が、私もまだ少し勉強不足で、ほかの町と比較したわけではありませんが、この数字が今の美幌町の限界なのか。まだ、もっともっと3割4割ふやすと言うのか、もうこれ以上はふえないぞと言うのか、どのようなお考えの数値だと認識されているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 数値につきましては、26年度の数値でございますが、昨年6月からは、衣類・小型家電・乾電池等のさらなる分別収集を開始しておりますので、もう少しふえてくると思っておりますし、ことしはごみの分別辞典も新たにつくりまして配布しますが、そういう意識が高まることによりまして、今一般ごみの中にも資源ごみが混ざっている部分もあると



思いますので、そういう部分でさらなる分別の徹底によって、比率がもう少し上昇していくという形になりたいと考えております。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） そういう衣類等々も含めて、これからもっともって分別化が進めば、そのリサイクル化もふえるということで理解いたしております。衣類のリサイクルももちろん大事ではありますが、やはり、私もたまに仕事の関係で登栄の処分場に赴くこともありますので、そうなるのが気になるのは、混在ごみというのでしょうか。やはり、生ごみがもう少し何とかならないのかという気がいつもしております。

三つ目の質問にありましたけれども、企業から出る残渣、また家庭から出る生ごみ、これらのサイクル化を進めることが、これからまたさらなる処分場の延命、またごみを少なくするという問題に関しては、非常に大きな比重を占めてくるのではないかと考えています。

○議長（大原 昇君） 稲垣さん、少しお待ちください。

---

#### ◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

---

#### ◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

ん。

○5番（稲垣淳一君） どこまで話したか忘れてしまいました。

○議長（大原 昇君） 申しわけありません。

○5番（稲垣淳一君） それは冗談ではありますが、とにかく、地域資源の利活用という大前提のもとで改めてお話しますが、家庭から出る生ごみ、そして企業から出る残渣、企業といっても、農産加工物はもちろんですが、やはりいろいろと見渡してみますと、企業ではありませんけれども、例えば給食センターしかり、国保病院の給食しかり、町も身近にいろいろなものを抱えている。それら全て、登栄だとか、業者に行っているとお聞きしておりますけれども、給食センターは、養豚業の方に引き取ってもらっているということで、そういういろいろな工夫をして、リサイクルといいますか、無駄なく使っているというようにも聞いております。やはり大半は、食堂などのいろいろなところから一般ごみとして、登栄の処分場に行っているのが現状であると思います。これらの生ごみを、どうリサイクルするかということが、やはり私はこれから非常に求められている部分なのだろうということを痛感している次第であります。

そのリサイクル化も、先ほど2割程度ということでしたが、やはりほかの町のリサイクル、いろいろな中間処理工場の取り組みを調べるにつれて、美幌町はまだまだ可能性を秘めた町であるということが思われます。例えば、ここにもある町内農産加工場の資料をいただいていたのですが、この工場は、町内近隣から農産物をたくさん集めまして、そこでいろいろな加工をして出荷していると。美幌町でも従業員が400人規模ある大きな企業ではあるのですが、ここは近隣の2社の産業廃棄物業者に出しているとお聞きしました。それで、大きく分けて、食物残渣、汚泥処

理した脱水ケーキが2種類あるのですが、昨年、平成27年9月から28年8月の1年間、4年間分の資料はいただいていたのですけれども、去年1年間だけでも3,311トン。そして、そこに関する処理費用が1,655万5,000円ということで、これは残渣だけです。そして、排水処理の脱水ケーキは、2,457トン。そして、金額ですが、量は少ないのですが、その処理経費が3,439万8,000円ということで、残渣と脱水ケーキを合わせまして、1年間で5,768トン。経費の合計は、5,095万3,000円ということで、これが1年間にかかる経費であります。

そのほかにも、町にはまだまだいろいろな農産加工をしている企業がありますので、これはあくまでも1例なものですから、5,000トンからの汚泥と残渣を合わせたの数字なので、さっきの9,000トンというのは、あくまでも一般処理場の話なので、先ほど小西部長がおっしゃったように、汚泥処理だとかいろいろなものを加味すると、ある意味、美幌町の量より少し少ないぐらいのことが一企業で行われている残渣処理、廃棄物処理ということを鑑みますと、先ほどの条例にもありましたけれども、自分の責任においていろいろと処理をしなくてはならないというような条例もありましたけれども、くどいですが、これを再利用化するというのを考えると、地元でももちろん加工品をつくっていますが、そこで出た残渣・廃棄物をお金をかけてよその町に持って行って処理をしなくてはならない。これも、いろいろとハードルは高いのでしようけれども、これらをうまく活用することによって、それがまた中間処理場のようなものがあることによって、逆に町の資源をよそに出さないで、町の中でさらにまたリサイクル化して、先ほど答弁にあった町の中の汚泥のリサイクルはセメントやら堆肥などに利活用できるという話の中で、ほかの町に持っていったお金を、町

中で循環型として回すことができるのではないかと。そういうことをいろいろと考えていく中で、かなりもったいないことを美幌町はしているのかと。何とかこれを、単独なのか広域的なのか、その辺の考えはいろいろとあると思いますが、今後、ごみの減量化、処分場の延命化、それらを考えた中で、かなりの投資は必要かと思えますけれども、そういうことを考えていくというお考えはどうでしょうか。今の話の考えについて、どういってお考えを持ちか、お聞かせください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） 有料化もして、町民の皆様に分別収集を、たしか今13種類と細かく分けて、分別していただいて、ようやく定着してきたという状況にあります。それで、これからの一番の問題は何だということになると、議員おっしゃったように生ごみをどうするかという問題だと思います。コンポジットの方法もありますし、いろいろな方法があるのでしょうかけれども、この生ごみをさらにリサイクルして、堆肥化したりするというようなことになると、なお一層町民の皆さんにまた御負担をかけなければいけない。中に、いろいろなものが入ってはまずいというようなことなので、そこをうまく分けてやらなければいけないというようなことですし、コンポジットにすると、下水に対する負荷が強くなるというようなことも含まれて、なかなか難しい問題だと思っております。

それともう一つは、食物残渣をどうするかということですが、現状では、私どもが持っている処分場は一般廃棄物でありますので、多分、食物残渣は産廃になるのでしょうか。ですから、それを町が産業廃棄物として廃棄物場をつくって中間処理をする。あるいは、最終的な処分場までということになると、多分インシヤルコストは相当な金額になると思っておりますので、計算したことはないと思えますけれども、そ

ういった多額の投資が必要だということがありますので、その辺の兼ね合いをどうするのか、そして議員がおっしゃるように、水分を取り除いて中間的な処理をできるかどうかということも、検討しなければいけないと思いますので、いずれにしろ、なかなか難しい問題があるだろうと、そのような認識をしているところであります。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 私も、企業の食物残渣や廃棄物を、町の処理場になどということは毛頭考えているわけでもありません。少し言葉足らずで誤解を与えたかと反省しておりますけれども、特に生ごみに関しての資源は、固形燃料化にできるという技術がありますので、そちらのほうにシフトしていくといたしますか、ただ捨てるのではなくて、くどいですが、地域資源の利活用ということで、今回お話をさせていただいています。

ただ捨てるだけではなくて、この生ごみをどう活用できるのかと調べましたところ、RDFというのでしょうか、固形燃料化してさらに埋め立てではなく、あえて言うところの燃えるごみです。それは固形燃料化にして、例えば油の代替エネルギーになるとか、そういう利活用についても今現在はそういう技術が確立されておりますので、ぜひ捨てるから使うということに考え方をシフトしていただきたいと。そしてまた、確かに有料化が導入されて10数年たちます。私も有料化で分別されたときは、かなり戸惑ったことがありますが、これもやはり人間なれというもので、近隣町村に行ったときにプラごみと一般ごみを別々に分けようとして、ごみ箱はどこだと聞いたら、うちの町は一緒だということで、かなり手ぬるい町だと思いました。案の定、最近議会でその町ももめておりますけれども、そのような、やはり環境を整えるといいですか、考えることは我々町民、また

は企業のすごく当たり前な感覚でありますので、10年たって今ここまで積み上げてきた町民の意識ですので、さらに高みを目指して、リサイクルナンバーワンのまち美幌町と、それぐらいのスローガンを掲げて、私は取り組むべきことになるのではないかと考えております。

くどいですがけれども、ごみの埋め立てではなくて、燃えるごみ、固形燃料化をしていくと。そしてまた、生ごみ、要は家庭のごみです。あと事業から出るごみ。それら産業系の食品加工残渣、有機性廃棄物と言われますが、堆肥化または食の安心・安全を目指して、それらの堆肥をぜひまた、いろいろとハードルが高いのは私も存じておりますけれども、安全・安心な土をつくりかえて、また美幌の土地に返して、そして、安全・安心な農作物を口に入れると、そういう循環型といいますか、究極のリサイクルがなし遂げられるということで、すばらしいなと考えております。

確かに経費のこと、施設のことを、もちろん私も町単独でつくろうなどということは夢にも思っておりませんので、最後にその話だけをして次に移りますが、PFI方式というのをきつと御存じかと思えます。一般企業と行政が手を組んで、民間企業のいろいろなノウハウだとか、技術的なものを含めて、そしてまた行政のいろいろな資金や技術やそれらを取りまとめて、事業化していくというPFI。プライベート・ファイナンス・イニシアティブと言われておりますけれども、それらをぜひ活用していくことも視野に入れて、いろいろな産業廃棄物の施設を美幌町にもというようなことを、御検討いただくことができないかということ、ぜひ今後視野に入れて考えていただきたい。その先に、美幌町のリサイクル率、先ほど2割程度ということで話があったかと思えますが、最終的には、もう8割9割、100%とはもちろん言いませんけれども、それに近いリサイクル率が実

現できる社会をつくれるというような事例も私は見ておりますので、今後30年、50年、100年以上続くこの美幌町を、ごみ問題で潰すわけにはいきませんので、ぜひ、その辺も真剣にひとつ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（土谷耕治君） さらに高みを目指してというお話であります。ぜひ目指していきたいと、そのように思っております。

それで、各地ではそれぞれの地域特性に応じて、その町における地域資源をリサイクルして、新たなエネルギーに変えるというようなことで、例えば家畜の排せつ物を利用して鹿追町あたりが今取り組んでおりますけれども、そういう形もあると思いません。いずれにしろ、私どもの町の大きな課題としては、先ほど言いましたように、生ごみをどうするかということと、それから今議員がおっしゃった、食物残渣をどうするかということとあります。

いずれにしろ、三つのRということで、リサイクルだとか、リデュースであるとか、いろいろな言葉で言われておりますけれども、初期投資にお金がかかると、そしてランニングコストもかかるということになると、やはりPFIであるとか、PPPであるとか、今新たな民間資金を使ってやる方法もいろいろと出てきておりますので、また提案をしてこられる方もおられますので、いずれにしろ、もう少ししっかりと足を据えて、足を地につけて検討してまいりたいと、そのように思っておりますので、御理解のほどお願いをいたしたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 毎回私はいろいろな質問で、喫緊の課題だとか、スピード感を持ってだとかというお話をさせていただきますが、このごみについても、常に身近な、毎日のこととありますので、ぜひとも

取り組みの検討をいただくことをお願いしまして、最初の質問を終わらせていただきます。

次の質問に移ります。

コンビニ収納によりまず経費云々ということでお尋ねいたしました。

本来、税の収納は現金が原則のところを、コンビニ収納に切りかえていただいて、非常に町民の利便性も上がっているということで、大変楽だという話も実際聞いておりますし、その辺は非常にタイムリーな施策だと思っております。

そこで、さらにここでお考えいただきたいのが、美幌町にはスマッピーカードというカードがございます。十数年前に、このカードができ上がっておりますけれども、1万6,000枚カードを発行されて、そのうち約1万2,000枚ほどを町民が持っている聞いております。

ですから、本当に普段、小銭にいらずで商店街専用のお財布カードというようなキャッチコピーも聞きますけれども、お財布カードという意味合いで、しかもこれは町内でしか使うことができないという、それこそこれもお金が町内で回るという利便性の高いカードであります。カードの中に、最高3万円のお金をお財布としてチャージすることができ、またお買い物した際にも、100円利用ごとに1ポイントつく。その1ポイントは1円としてまた使えるのだというカードであります。町内には約100数店舗がスマッピーカードの加盟店としてありまして、その中で、町内のお買い物はもちろんですが、現在ワンコインバス等々にも使えるように、段取りをいただいているということとあります。

今回の質問は、さらにその中で、町内のお財布カードと言われているスマッピーカードをぜひとも納税含めて、窓口手数料の支払いにも使えないかという話でございます。

本来は税とか手数料という納付につつま

しては、地方自治法で現金支払いが原則であるということ、私も承知しているところでありますけれども、ある町の事例を挙げると、スマッピーカードは協同組合が運営しておりますので、その法人である組合が、その町に預託金を出して、そしてその窓口の職員がポイントを現金に換金して預託金から収納するために引き落とすということで、確かに手間は手間としてかかるのですが、その日のうちに現金化されているということを考えれば、何とかクリアできる話も出てくるのではないかと思います。いかがお考えでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） 答弁書にも記載をさせていただいておりますが、コンビニ収納は、今後とも利用率が上昇していくのだろうというように考えております。先ほど議員もおっしゃってございましたとおり、納入できる時間帯、それから場所を拡大するということで、町民の税等の納入の利便性を向上するということの目的は、手数料はかかっておりますが、十分果たされているのだろうという認識を持っているところでございます。

今、御質問のありましたスマッピーカードについてでございますけれども、まず整理をしなくてはいけない点がたくさんあるかと思っております。今、稲垣委員がおっしゃいました、ポイントを使っての税金の納付、公共料金の納付というのをやっているところも現にあらうかと思いません。ただ、一つ、町といたしましては、商店街の利用促進、あるいは経済の活性化を含めて、今そのプレミアム分について840万円の補助金をスマッピーのほうに出ささせていただいております。それが、現金化といいますか、カード化をされて、ポイントが付与されるということになれば、言い方が正しいかどうかわかりませんが、税金で税金を支払うような形の制度ができ上がるということについては、その税

金の納付等について考えなくてはいけないところが多々あるのだろうと思っております。そういうことを含めて、1回目の答弁のとおり、今はまだコンビニ収納で十分町民の利便性というのは確保できるのかということで、今現在において、スマッピーカードを利用した公共料金の納入のあり方については、検討をする時期ではないということで判断をしているところでございます。

○議長（大原 昇君） 5番稲垣淳一さん。

○5番（稲垣淳一君） 今の総務部長の御答弁で、私も一定の理解はするところであります。しかしながら、それでスマッピーカードが全て利用ができないということではなく、公共料金の支払いが難しい、ハードルがまだまだ高い、検討することがあるということは理解したのですが、例えば、プレミアム商品券の発行のときに、しゃきっとプラザ集団健診ホールを使って、保健福祉グループとスマッピーカードのイベントを一緒にやって、あそこで「検診の受診をしませんか」「がん検診を受けませんか」ということも一緒に並行して、来たお客さんに対してやっていることがあります。そこで、がん検診を受けた方々にごみ袋を配っているのです。私もそこでもらうのですけれども、そのゴミ袋を、例えばスマッピーのポイントに切りかえて発行する。そしてまた、町はいろいろなイベントを打つだけけれども、お客さんが固定化されているですとか、だんだん利用客が減っているだとか、そういうところに対して、スマッピーカードのポイントを付与することによって、また新たなお客さんを発掘するだとか、そしてまた、町の施設の利用料を——ポイントと先ほどおっしゃいましたけれども、プリペイドカード機能がありますので、中に現金が入っている場面もお客さんによってはありますので、ポイントのみならず、中のお金を財布がわりにカード

で使うことが可能というものですので、それらも今後は可能なのかと思います。

特に、今スマッピーカードはＩＣカード化といいますか、そちらのほうも目指して取り組んでいる最中でございますので、いろいろな可能性を秘めたカードであります。美幌町も応援している１枚のカードであろうと思います。しかし、その小さなカードの中にいろいろな大きな可能性を秘めているカードでありますので、公共料金は別にして、ぜひ町のあらゆるところで、十二分に使うことが考えられる機能を持っているということを御理解いただいて、前向きに取り組んでいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（広島 学君） スマッピーカードについては、来年機器の更新だとお聞きをしております。それで、カードの中でＩＣ化が図られるのかと思っておりますけれども、先ほど言いましたとおり、公共料金については相当難しいとは考えておりますけれども、行政の中で、どういった場面でカードが使えるのか、その場合の行政としての投資を含めて、どの程度出てくるのか、それらは検討させていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） これで、５番稲垣淳一さんの一般質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 ４時３５分 散会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員